



第3次

はんのうふくしの森プラン

第3次飯能市地域福祉計画・第4次飯能市地域福祉活動計画

新たなつながりと支え合いが育む

ふだんのくらしのしあわせ

平成31(2019)年3月

飯能市／社会福祉法人飯能市社会福祉協議会



第3次 はんのうらくしの森プラン

第3次飯能市地域福祉計画・第4次飯能市地域福祉活動計画

新たなつながりと支え合いが育む
はんだんのくらしのしあわせ

平成31（2019）年3月

飯能市／社会福祉法人飯能市社会福祉協議会

さらに育む「ふくしの森」
～新たなつながりと支え合いが育む
ふだんのくらしのしあわせ～

飯能市と飯能市社会福祉協議会は、平成21年6月に多くの市民の皆様の参画によりはんのうふくしの森プランを策定し、地域福祉の本格的な取組を始めました。平成26年には第2次はんのうふくしの森プランを策定し、コミュニティソーシャルワーカーの地域への配置を進め、成年後見支援センターを設置し権利擁護に取り組み、協働を軸とした地域福祉の充実を図ることができました。



この10年間を通じて、多くの市民の皆様にご尽力をいただき7つの地区で設立された地域福祉推進組織では、支え合いの活動が着実に広がり、誰もが安心して暮らすことのできる「ふくしの森」の実現に向けて大きな役割を担っていただいております。

本市では、安心して住み続けられるまちづくりのために「心豊かで安心なくらし」を重要なテーマとして掲げ、市民の皆様幸せを願い、持続可能な発展を全力で進めております。

第3次はんのうふくしの森プランは、誰もが安心できる居場所づくりと協働で支える地域づくりを重要な課題として、市民の皆様、社会福祉協議会及び市の協働により、さらに「ふくしの森」を育てていくための実践的なプランとして策定いたしました。本プランでは、基本理念である「新たなつながりと支え合いが育む ふだんのくらしのしあわせ」を継承し、地域コミュニティ活動を基盤としたふくしの森の13圏域において地域の課題や目標を共有しながら圏域ごとの活動計画を作成します。合わせて、コミュニティソーシャルワーカーの配置やふくしの森ステーションの設置を進め、人材育成や情報発信にも取り組んでまいります。

結びに、本プランの策定にご尽力いただいた飯能市地域福祉審議会及び飯能市地域福祉活動計画推進委員会委員、第3次はんのうふくしの森プラン策定委員会委員の皆様、意識調査、ふくしの森地区別懇談会、福祉関係事業者懇談会等で貴重なご意見、ご提言をいただいた市民、団体、関係機関の皆様にご心より感謝を申し上げ、挨拶とさせていただきます。

平成31年3月

飯能市長
社会福祉法人飯能市社会福祉協議会会長

大 又 保 勝

共に歩む 私たちのふくしの森づくり

多くの市民の皆様の参加と協力を得て、第3次はんのうふくしの森プランを策定することができました。ここに、皆様のお手元にお届けできることを大変うれしく思います。

飯能市は、自然豊かな森の恩恵を受けた水も空気もおいしいまちです。「はんのうふくしの森プラン」の愛称は、この森のように人と人とが豊かに関わり支え合い、誰もが安心してふだんのくらしのしあわせを感じながら暮らすことができる「ふくしの森」をつくってほしいという願いから生まれたものです。



本プランの策定過程においては、第1次、第2次プランにおける10年間で培ってきた実績を活かし、知・交・支・安の4つの基本目標、コミュニティソーシャルワーカーの配置、行政計画である地域福祉計画と社会福祉協議会が市民とともに策定する民間計画である地域福祉活動計画との一体的な策定などを継承することとしました。そして「ふくしの森」がさらに大きく豊かな森へと育つように、本プランにおいて発展させた主な特徴は次のとおりです。

第1の特徴は、平成30年の社会福祉法改正により、地域福祉計画の位置付けが強化され、社会福祉法人の地域における公益的な取組が責務となり、社会福祉法人や福祉事業者の地域福祉への参画を促進することとしたことです。第2の特徴は、地域福祉活動を進める圏域を、より生活に身近な13圏域に細部化したことです。これにより、ニーズの把握や相談対応が迅速になることが期待されます。第3の特徴は、支え合い活動のネットワークをこれまで以上に広げていくため、コミュニティソーシャルワーカーを2023年度までに13圏域すべてに配置することを目標として明確に示したことです。第4の特徴は、ふくしの森サポーターの創設と育成です。活動者の充実により、地域福祉推進組織の活動やサロンなどの居場所づくり、支え合いの移動支援などを一段と高めてまいります。

「第3次はんのうふくしの森プラン」という新たな羅針盤を手に、地域で力を合わせ、未来に向かって「ふくしの森」づくりに共に歩いていきましょう。

平成31年3月

飯能市地域福祉審議会・飯能市地域福祉活動計画推進委員会会長
第3次はんのうふくしの森プラン策定委員会委員長

田中英樹

目次

本編 第3次はんのうふくしの森プラン

第1章 わたしたちの「ふくしの森」づくり.....	3
第1節 策定の趣旨 ～さらに育む「ふくしの森」～.....	4
第2節 位置付けと期間.....	6
第3節 策定体制.....	8
1 会議の開催.....	8
2 市民参画による策定.....	10
第2章 「ふくしの森」の考え方.....	15
第1節 第2次プランの主な実績とこれからの課題.....	16
第2節 基本理念と基本目標.....	18
1 基本理念.....	18
2 基本目標 【知】【交】【支】【安】で育む「ふくしの森」.....	19
第3節 圏域について.....	20
第3章 「ふくしの森」の道しるべ（重点目標）.....	21
重点目標 ～居場所と相談・支援で育む「ふくしの森」～.....	22
重点目標1 誰もが安心できる居場所づくり.....	24
重点目標2 一人ひとりの相談を受けとめ協働で支える体制づくり.....	24
重点目標3 「ふくしの森」がひろがる情報の発信と共有.....	25
重点目標4 「ふくしの森」を育む人の充実.....	25
社会福祉協議会の重点取組.....	26
第4章 「ふくしの森」で取り組むこと.....	31
施策体系図.....	32
基本目標1 【知】お互いを知り合う・わかり合う機会をつくろう.....	33
1 地域コミュニティづくり.....	34
2 福祉学習の推進.....	35
3 情報の発信と共有.....	37
基本目標2 【交】交流が生まれる居場所と地域の移動・交通をつくろう.....	39
1 交流の場づくり.....	40
2 地域の移動・交通の充実.....	42
基本目標3 【支】支え合いの仕組みをつくろう.....	45
1 地域で支え合う人の育成.....	46
2 支え合いの地域づくり.....	48

基本目標4【安】安心して暮らせる仕組みをつくろう	55
1 相談支援体制の強化	56
2 権利擁護の推進	58
3 防災・防犯の地域づくり	60
4 すこやかに暮らせる地域づくり	61
第5章 「ふくしの森」を進めるために	65

第1節 第3次プラン推進のために	66
1 協働による推進	66
2 財源の確保	66
3 進行管理	67
4 評価指標	68

資料編

資料1 「ふくしの森」の地域づくり	72
1 地域福祉推進組織の紹介	73
2 圏域ごとの「ふくしの森」の取組	76
飯能中央圏域	76
第二区圏域	78
富士見圏域	80
精明圏域	82
双柳圏域	84
加治東圏域	86
加治圏域	88
美杉台圏域	90
南高麗圏域	92
吾野圏域	94
東吾野圏域	96
原市場圏域	98
名栗圏域	100
資料2 第3次はんのうふくしの森プラン策定に関する提言書（抜粋）	102
資料3 第3次プラン策定のための意識調査の結果	106
資料4 福祉関係事業者懇談会の結果	108
資料5 飯能市の状況	109
1 人口・世帯の状況	109
2 子どもの状況	112
3 要介護（要支援）認定者・障害者手帳所持者の状況	114
4 生活保護の状況	115
資料6 策定のための会議	116

1	飯能市地域福祉審議会及び飯能市地域福祉活動計画推進委員会.....	116
2	第3次はんのうふくしの森プラン策定委員会.....	117
3	第4次飯能市地域福祉活動計画策定プロジェクトチーム.....	118
4	第3次飯能市地域福祉計画策定庁内検討会議.....	119
資料7	諮問書及び答申書.....	120
資料8	用語説明.....	121

このプランの文中においては、平成30年までは和暦のみを表記し、平成31(2019)年以降については和暦と西暦の併記としています。

なお、平成31(2019)年以降も、和暦の元号は平成を使用しています。

また、文中の※印の用語の説明については、資料8をご覧ください。

本 編

第3次はんのうふくしの森プラン

第1章

わたしたちの「ふくしの森」づくり

第1節 策定の趣旨

～さらに育む「ふくしの森」～

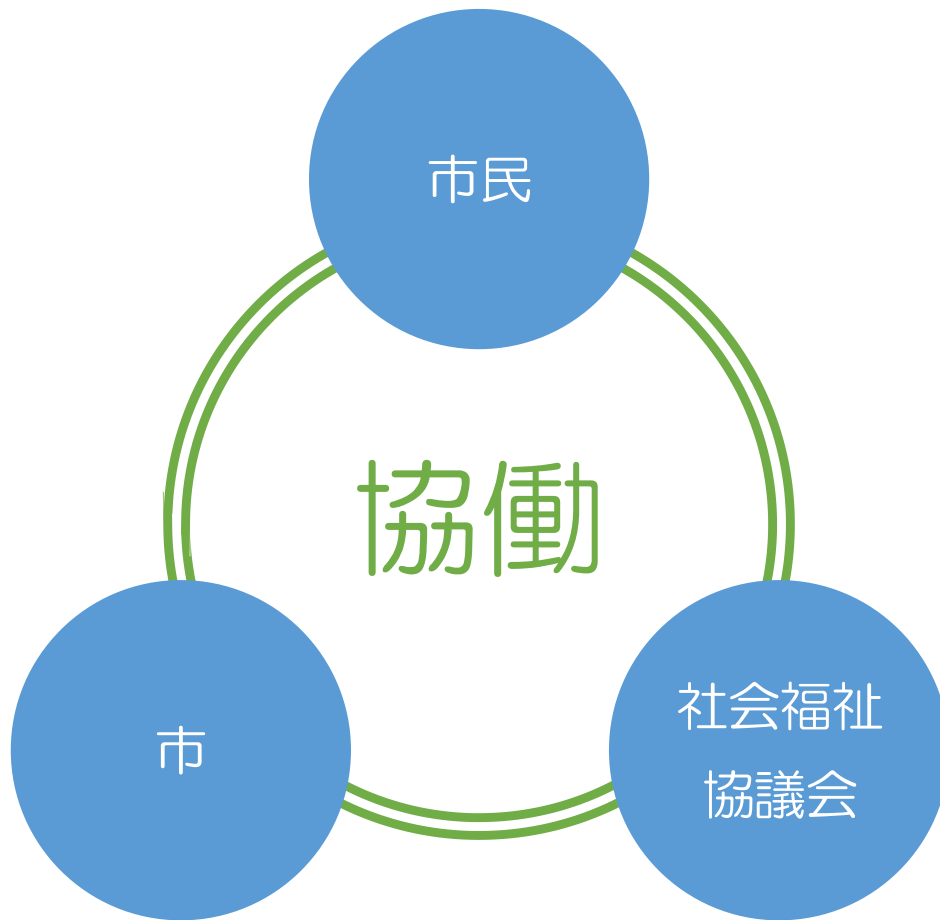
飯能市（以下「市」という。）及び飯能市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）は、平成21年度に多くの市民の参画により「はんのうふくしの森プラン（飯能市地域福祉計画・第2次飯能市地域福祉活動計画）」（以下「第1次プラン」という。）を策定し、地域福祉の本格的な取組を始めました。その後、平成25年度には「第2次はんのうふくしの森プラン（第2次飯能市地域福祉計画・第3次飯能市地域福祉活動計画）」（以下「第2次プラン」という。）を策定し、市民との協働^{*}により地域福祉の継続的な取組を推進してきました。

これらのプランには、市民の誰もが安心して幸せな暮らしを実感できる「ふくしの森」を育てていこうという願いが込められており、身近な地域においては、地域福祉推進組織^{*}などを中心とした市民主体の支え合いの活動が着実に広がりつつあります。

国では、「地域共生社会の実現」のため、福祉の領域を超えて地域全体が直面する課題に対応できる、誰もが役割を持ち活躍できる社会を目指しています。

本市では、第1次プランから「はんのうふくしの森プラン」をプランの愛称としています。この愛称は、森に住む動物や植物のように、人と人、人と環境（社会資源）とが豊かに関わり支え合うことで、誰もが安心して幸せに暮らせる「ふくしの森」を市全体でつくっていこうという願いから生まれたものです。平成31（2019）年度を始期とする「第3次はんのうふくしの森プラン（第3次飯能市地域福祉計画・第4次飯能市地域福祉活動計画）」（以下「第3次プラン」という。）では、飯能市の地域福祉そのものを「ふくしの森」という言葉で表しています。

第3次プランは、これまでの成果やこれからの課題を踏まえ、それぞれの地域の実情に合わせた地域福祉を推進していくため、本市の地域福祉の目指すべきあり方などを整理し、市民、社会福祉協議会及び市の協働により、さらに「ふくしの森」を育てていくプランとして策定するものです。



第3次プランにおける市民、社会福祉協議会及び市の定義

【市民】

本市の市民はもとより、自治会、民生委員児童委員協議会*などの地域団体、地域福祉推進組織、福祉関係事業所、企業、個人商店、社会福祉法人*などを指しています。なお、市内に在勤・在学している人も含めています。

【社会福祉協議会】

社会福祉法人 飯能市社会福祉協議会を指しています。

【市】

行政機関としての飯能市を指しています。

第2節 位置付けと期間

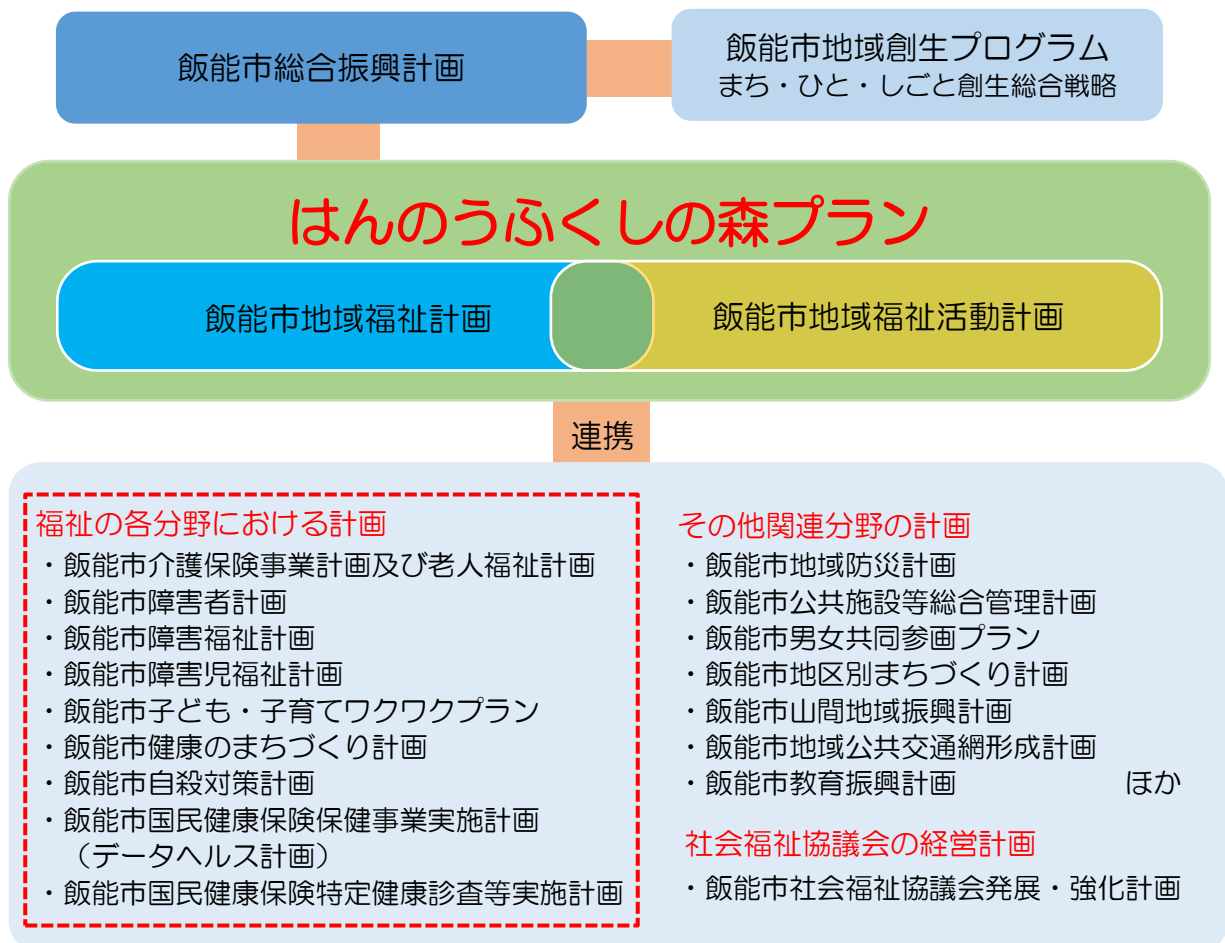
(1) プランの位置付け

「はんのうふくしの森プラン」は、市が策定する「地域福祉計画」と、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定したプランとなっています。

「地域福祉計画」は、市の最上位計画である飯能市総合振興計画及び飯能市地域創生プログラムとの調和を図り、子どもから高齢者までの全ての世代が住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、積極的に地域福祉を推進する計画で、社会福祉法第107条の規定に基づく行政計画です。

また、地域における高齢者、障害者及び児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する上位計画としても位置付けられています。さらに、防災、まちづくり、交通及び教育などの生活関連分野の取組と連携を確保する計画となっています。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が民間活動計画として市民とともに策定し、市民と相互に協力し合い、地域福祉を推進するための活動・行動計画です。



(2) プランの期間

第3次プランの期間は、平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までの5年間とします。

計画名		年 度									
		平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	平成32 (2020)	平成33 (2021)	平成34 (2022)	平成35 (2023)
飯能市 総合振興計画	基本構想	第4次		第5次							
	基本計画	第4次後期		第5次前期				第5次後期			
はんのうふくしの森プラン		← 第2次					→ 第3次				
飯能市介護保険事業計画及び 老人福祉計画		第5期	第6期		第7期			第8期（予定）			
飯能市障害者計画		第3次			第4次						
飯能市障害福祉計画		第3期	第4期		第5期			第6期（予定）			
飯能市障害児福祉計画						第1期		第2期（予定）			
飯能市子ども・子育て ワクワクプラン		現行計画				次期計画（予定）					
飯能市健康のまちづくり計画		第1次			第2次					第3次 (予定)	
飯能市自殺対策計画						現行計画					
飯能市国民健康保険 保健事業実施計画 (データヘルス計画)					第1期	第2期					
飯能市国民健康保険 特定健康診査等実施計画		第2期			第3期						
飯能市社会福祉協議会 発展・強化計画		第1次	第2次				第3次（予定）				

第3節 策定体制

1 会議の開催

市と社会福祉協議会による合同事務局を設置し、第3次プランを策定するために下記の会議を開催しました。

(1) 飯能市地域福祉審議会及び飯能市地域福祉活動計画推進委員会

地域福祉に係る学識経験者、知識経験者で構成した飯能市地域福祉審議会（市が設置。以下「審議会」という。）及び飯能市地域福祉活動計画推進委員会（社会福祉協議会が設置。以下「推進委員会」という。）を合同で開催し、第3次プランに盛り込むべき内容について審議を行いました。

併せて、これまで進めてきた地域の日々の暮らしの中でのつながりや支え合いを基本としながら、市民の誰もが役割を持ち、生きがいを感じられる孤立のない地域づくりを進めるよう「第3次はんのうふくしの森プラン策定に関する提言書」（以下「提言書」という。）を市及び社会福祉協議会へ提出しました。

(2) 第3次はんのうふくしの森プラン策定委員会

地域福祉に係る学識経験者、知識経験者で構成した第3次はんのうふくしの森プラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）を、第3次飯能市地域福祉計画及び第4次飯能市地域福祉活動計画を策定するための合同委員会として開催しました。

策定委員会では、第3次プランに関する事項について、提言書、第3次はんのうふくしの森プラン策定のための意識調査、ふくしの森地区別懇談会、はんのうふくしの森プラン推進市民会議などの意見を参考に、計画案の策定を行いました。

(3) 第4次飯能市地域福祉活動計画策定プロジェクトチーム

社会福祉協議会において、事務局長を含む9人の職員で構成した第4次飯能市地域福祉活動計画策定プロジェクトチームで、ふくしの森地区別懇談会及び福祉関係事業者懇談会の企画・運営を行ったほか、計画案に必要な事項について調査研究を行いました。

(4) 第3次飯能市地域福祉計画策定庁内検討会議

市において、地域福祉に関わる部課長など18人の職員で構成した第3次飯能市地域福祉計画策定庁内検討会議で、計画案の総合調整を行いました。

また、同会議において設置された地域福祉に関わる10人の担当職員で構成した第3次飯能市地域福祉計画策定庁内検討会議作業部会で、策定委員会における検討内容の検証と、計画案に必要な事項について細部にわたり内容の検討及び提案を行いました。

2 市民参画による策定

(1) はんのうふくしの森プラン推進市民会議

はんのうふくしの森プラン推進市民会議（以下「市民会議」という。）は、はんのうふくしの森プランを推進するため、市民主体で意識づくりを進めていく組織です。

第3次プラン策定にあたり、市民会議の今後の取組について検討を行いました。

（平成30年12月末現在）

開催年度	開催回数	主な内容	延べ参加者数
平成26年度	1回	・【知】【交】【支】【安】の4つのテーマに分かれた話し合い	31人
平成27年度	8回	・市民会議の進め方について ・はんのうふくしの森プランの広報について ・あいさつ運動の取組方法やポスターの作成などについて	112人
平成28年度	8回	・見守り活動の取組方法やポスターの作成などについて ・移動交通について ※「これからの公共施設と地域公共交通に関する市民懇談会」へ出席	93人
平成29年度	6回	・移動交通について ・今後の取組について ※はんのうふくしの森プランの広報を目的とした名刺を作成	59人
平成30年度	1回	・第3次プランの策定状況について ・第3次プランの推進について	7人

◆ はんのうふくしの森プラン推進市民会議が作成した標語ポスター ◆



はんのうふくしの森プラン推進市民会議では、“あいさつ”や、安心して暮らしていくための“見守り”を啓発するために標語を作成しました。



(2) 第3次プラン策定のための意識調査

第3次プラン策定にあたり、地域福祉の現状と課題、市、社会福祉協議会の取組への意見や、地域福祉に関する市民の意識などを把握し、計画策定の基礎資料とするため、第3次プラン策定のための意識調査（以下「意識調査」という。）を実施しました。

なお、概要は資料3をご覧ください。

調査対象	調査期間	配布数	回収数	回収率
18歳以上の市民 ※無作為抽出	平成29年12月	2,000通	809通	40.5%
児童・生徒 ※小学校5年生及び中学校2年生	平成29年12月	528通	471通	89.2%
児童・生徒向け調査対象者の 保護者	平成29年12月	528通	461通	87.3%
市内の福祉関連事業所	平成30年 2月～3月	136通	70通	51.5%
ボランティアセンター登録団体 など	平成30年 2月～3月	51通	33通	64.7%
市内の一般企業 ※無作為抽出	平成30年 2月～3月	99通	38通	38.4%
市内の個人経営の商店 ※無作為抽出	平成30年 2月～3月	97通	33通	34.0%
合 計		3,439通	1,915通	55.7%

(3) ふくしの森地区別懇談会

第3次プラン策定にあたり、地域ごとの課題やニーズを把握するため、13地区においてふくしの森地区別懇談会を開催しました。

なお、概要は資料1をご覧ください。

(平成30年)

地区	開催日	会場	参加者数
東吾野	2月17日(土)	東吾野地区行政センター	43人
精明	2月18日(日)	精明地区行政センター	48人
飯能中央	2月25日(日)	飯能中央地区行政センター	47人
第二区	2月25日(日)	第二区地区行政センター	29人
双柳	2月28日(水)	双柳地区行政センター	28人
名栗	3月4日(日)	名栗地区行政センター	34人
原市場	3月4日(日)	原市場福祉センター	44人
富士見	3月10日(土)	総合福祉センター	20人
加治	3月10日(土)	加治地区行政センター	34人
吾野	3月18日(日)	吾野地区行政センター	44人
南高麗	3月23日(金)	南高麗地区行政センター	35人
加治東	3月25日(日)	加治東小学校	30人
美杉台	6月2日(土)	美杉台地区行政センター	41人
合計			477人

◆ ふくしの森地区別懇談会の様子 ◆



(4) 福祉関係事業者懇談会

市内の社会福祉法人や福祉関係事業所などを対象に、お互いの分野を超えたつながりをつくとともに、第3次プラン策定にあたり、重点的な取組を共有し、それぞれの分野が協力して推進できるよう、関係する福祉関係事業者が集い、事業者間の連携を強めることを目的に福祉関係事業者懇談会を開催しました。

なお、概要は資料4をご覧ください。

(平成30年)

開催日	会場	主な内容	参加事業者数	参加者数
9月20日 (木)	総合福祉センター	・重点的な取組についてワークショップ※形式による検討	17事業者	33人

◆ 福祉関係事業者懇談会の様子 ◆



(5) パブリックコメント※

計画案について、市民から広く意見を求めるため、平成31（2019）年1月にパブリックコメントを実施しました。

第2章

「ふくしの森」の考え方

第1節 第2次プランの主な実績とこれからの課題

第2次プランでは、基本理念に基づく4つの基本目標として【知】お互いを知り合う・分かり合う機会をつくろう、【交】暮らしやすい移動・交通の仕組みをつくろう、【支】支え合いの仕組みをつくろう、【安】安心して暮らせる仕組みをつくろうを掲げ、市民、社会福祉協議会及び市による協働の取組により地域福祉を進めてきました。

第3次プラン策定にあたり、第2次プランの基本目標ごとの主な実績と意識調査の結果などを踏まえ、これからの課題を整理しました。

【知】 お互いを知り合う・分かり合う機会をつくろう

第2次プランでは、標語によるあいさつ運動の実施、社会福祉協力校及びボランティア推進校^{*}の指定による福祉学習、ふくしの森地区別懇談会の開催、広報紙やホームページを活用した福祉情報の発信を進めてきました。

意識調査の主な結果からは、6割以上の児童・生徒が「自ら進んであいさつをしている」と回答しており、第1次プランの成果と同様、多くの児童・生徒が積極的にあいさつをしていることがわかりました。また、市民が福祉情報を得る方法は様々であることから、多様な媒体を用いて情報を発信していくことの大切さが明らかになりました。なお、「はんのうふくしの森プラン」が策定されていることを知っている市民は4割にとどまっており、さらなる周知が必要です。

これからの課題

- ・多様な体験の機会などを通じた福祉学習の充実
- ・「はんのうふくしの森プラン」のさらなる周知
- ・多くの地域住民が参加する地域活動の情報発信

【交】 暮らしやすい移動・交通の仕組みをつくろう

第2次プランでは、地域福祉推進組織による買い物ツアーや移動販売、市や社会福祉協議会による介護予防日常生活支援総合事業の訪問型サービスによる外出支援の取組など様々な外出支援活動が進みました。

意識調査の主な結果からは、2割以上の市民が買い物、通院などで困っていると回答しており、その年齢層は高齢者のみならず40歳未満でも多くみられ、移動・交通の問題は地域全体の課題であることがうかがえます。なお、運転や移動の支援に関する活動を「したい、している」と回答している市民も2割近くおり、担い手として関心を寄せていることも明らかになりました。

これからの課題

- ・支え合いの移送サービスを推進するための施策や情報提供、携わる人の確保
- ・「ふくしの森」ならではの地域主体の移動・交通の充実

【支】 支え合いの仕組みをつくろう

第2次プランでは、地域福祉推進組織が新たに2地域で設立され、既存の5地域と合わせて7地域となりました。それぞれの地域では、サロンなどの居場所づくりや助け合い活動が活発に実施されました。さらに、食を通じた集まりや、子育て世代の居場所づくりが充実しました。また、民生委員・児童委員による地域での見守りや相談などの地域福祉活動も進みました。

意識調査の主な結果からは、市民の地域福祉推進組織の認知度は、第2次プラン策定時と比較して1割程度上昇しています。また、市民の2割以上が居場所に関する活動やボランティア活動に「参加したい、参加している」と回答している一方、ボランティア団体の5割以上が「メンバー・スタッフの確保」を運営面の課題と回答しています。

また、企業の8割近くが社会貢献活動を実践しており、その主な理由として「地域の一員として役割を果たしたい」と回答しています。なお、個人商店においても「交流の場や機会の提供」について関心を寄せています。

これからの課題

- ・ 地域福祉推進組織の継続的な活動の充実
- ・ 地域福祉推進組織やボランティア活動の新たな担い手の育成に向けた取組
- ・ 企業や個人商店などと連携した取組

【安】 安心して暮らせる仕組みをつくろう

第2次プランでは、市独自の市民後見人^{*}の養成と法人後見事業^{*}を実施するため、平成28年度に成年後見支援センターを設置しました。また、認知症サポーター^{*}養成講座など権利擁護^{*}に関する理解を進めるとともに、地域の相談・支援を充実するため、コミュニティソーシャルワーカー^{*}については第2次プラン策定時から3人増員し、合計6人を配置しました。

意識調査の主な結果からは、「身近な相談場所の充実」や「コミュニティソーシャルワーカーの各地域への配置」、「生活困窮者などの早期発見と相談」など相談支援体制を強化していくことが、今後、市民が期待している施策であることが明らかになりました。また、市民の相談先として、市役所以外にも地域包括支援センターや民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカーがそれぞれ2割を超えた回答があり、身近な相談先の充実が必要であることがうかがえます。

これからの課題

- ・ 様々な生活課題を解決していくための相談支援体制の強化
- ・ 権利擁護の一層の充実

第2節 基本理念と基本目標

1 基本理念

新たなつながりと支え合いが育む
ふだんのくらしのしあわせ

本市では、「第5次飯能市総合振興計画」において「水と緑の交流拠点 森林文化都市 はんのう」を将来都市像として掲げ、健康づくり・福祉・防災部門のまちづくりの基本目標を「支え合いによる健康で安心・安全に暮らすまち」としています。

第2次プランでは、日々の生活における人と人とのつながりを大切にしながら、地域の支え合いを育み、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを進めていこうという願いをこめ、基本理念を「新たなつながりと支え合いが育む ふだんのくらしのしあわせ」としました。

今後も、地域の実情に合わせた様々な助け合いの活動を進め、「ふだんのくらし」の中でのつながりや支え合いを基本に、市民の誰もが役割を持ち、生きがいを感じられる孤立のない地域づくりをさらに進めていくことが重要となっています。

このことから、第3次プランの基本理念は「新たなつながりと支え合いが育む ふだんのくらしのしあわせ」を継承し、4つの基本目標に基づく取組により、「ふくしの森」を市民、社会福祉協議会及び市が協働で育みます。

2 基本目標

【知】【交】【支】【安】で育む「ふくしの森」

第3次プランでは、基本理念に基づいて以下の4つの基本目標を設定します。

「ふくしの森」で、互いに知り合い、交流が生まれ、支え合いに発展していくことによって安心につながる地域を目指していきます。

基本目標1 【知】 お互いを知り合う・わかり合う機会をつくろう

お互いを知り合い、わかり合うために、地域コミュニティづくり、福祉学習の推進、情報の発信と共有を進めます。

基本目標2 【交】 交流が生まれる居場所と地域の移動・交通をつくろう

地域の中であたたかい交流が生まれ、安心して過ごせるよう、交流の場づくりと地域の移動・交通の充実を促進します。

基本目標3 【支】 支え合いの仕組みをつくろう

地域における様々な生活課題を踏まえた支え合いの仕組みづくりと「ふくしの森」を育む人の育成を進めます。

基本目標4 【安】 安心して暮らせる仕組みをつくろう

誰もが望んでいる暮らしを安心して送れるよう、一人ひとりの意思を尊重できる相談支援体制の充実と権利擁護を推進し、防災・防犯の地域づくりとすこやかに暮らせる地域づくりを進めます。

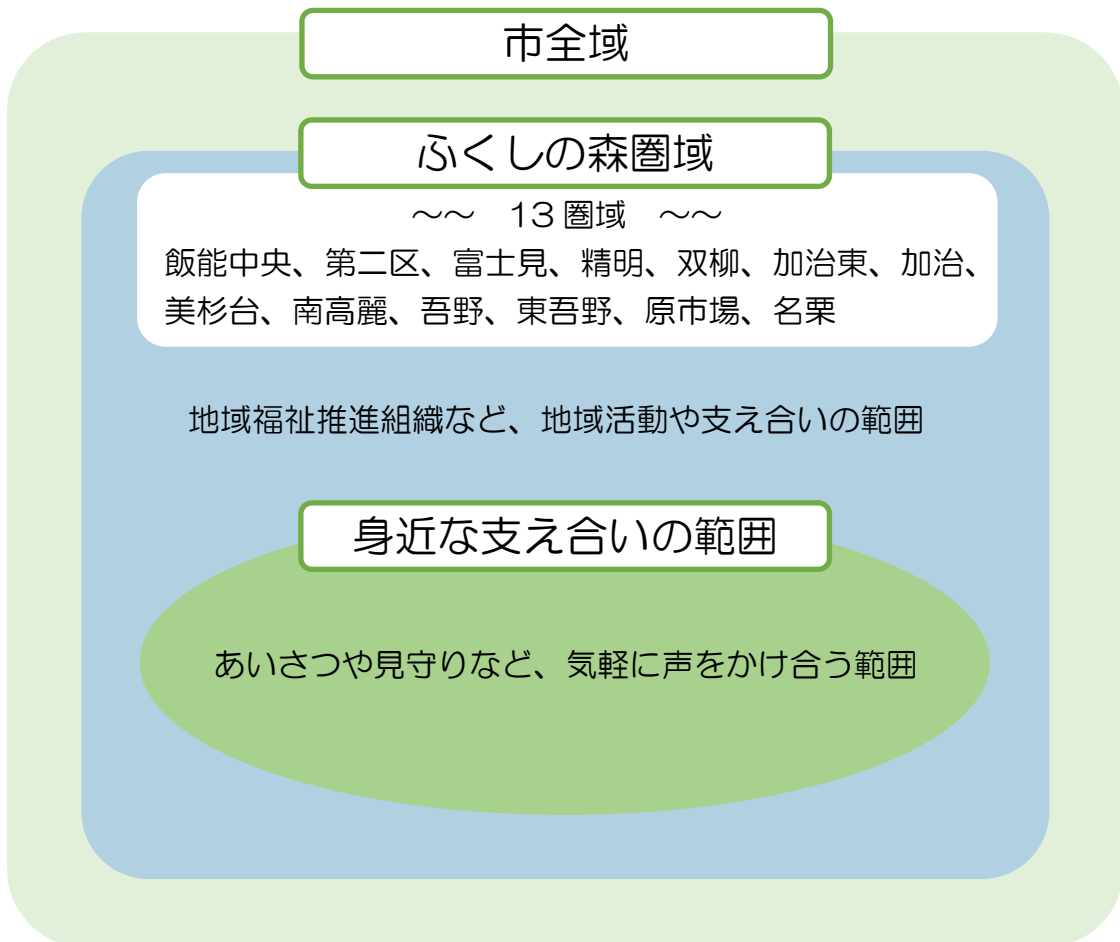
第3節 圏域について

第2次プランまでは、8圏域（飯能、精明、加治、南高麗、吾野、東吾野、原市場、名栗）を設定して、地域福祉活動を進めてきました。

圏域について、国は「地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる『住民に身近な圏域』であること」を重視しています。本市では、著しい高齢化や地域コミュニティの希薄化、公共交通の不足など、それぞれ地域により異なった課題があります。

第3次プランでは、市民が主体的に生活課題を把握して解決を試みる圏域として、地域コミュニティ活動が行われている飯能市自治会連合会の13支部に合わせた下記の13圏域を「ふくしの森圏域」と設定し、地域の実情に合わせた「ふくしの森」を育みます。

◆ 圏域のイメージ ◆



第3章

「ふくしの森」の道しるべ（重点目標）

重点目標

～居場所と相談・支援で育む「ふくしの森」～

本市の人口は平成19年ごろをピークに、その後は緩やかに減少していますが、単身世帯や核家族*世帯などが増加し、世代間の交流や地域でのつながりが希薄になりつつあります。

こうした本市の状況は、意識調査で寄せられた「地域や隣近所の付き合いが少なくなってきた」とか「地域に相談できる人がいない」という意見にも表れています。

また、ふくしの森地区別懇談会では、地域における解決策として「多世代が交流できる地域の居場所」や「一人ひとりの相談を受けとめてもらえる場所」などを求める意見が多く寄せられました。

さらに、福祉関係事業者懇談会においては、様々な課題を受けとめるためには、相談支援者間のネットワークを強めることが必要であるという共通の認識が得られました。

平成30年4月に施行された社会福祉法の改正では、「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、地域生活課題に関する相談を包括的に受けとめる体制の整備及び多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築を進めることが示されました。

そこで、第3次プランでは誰もが安心できる居場所づくりと、一人ひとりの相談を受けとめ協働で支える体制づくりを重要な課題として、市民、社会福祉協議会及び市の協働により推進し、4つの重点目標を掲げ「ふくしの森」を育みます。

重点目標

- 1 誰もが安心できる居場所づくり
- 2 一人ひとりの相談を受けとめ協働で支える体制づくり
- 3 「ふくしの森」がひろがる情報の発信と共有
- 4 「ふくしの森」を育む人の充実

◆ 居場所と相談・支援で育む「ふくしの森」のイメージ ◆



重点目標1 誰もが安心できる居場所づくり

地域において多世代が交流でき、うれしいことや困ったことなど何気ない話が気軽にできる、誰もが安心して過ごせる居場所をつくります。

また、誰もが居場所に気軽に訪れることができるよう、地域の実情に合った身近な外出手段の充実を支援します。

〔具体的な施策内容〕

2-1-(1) 地域の居場所などの交流の場づくり (40ページ)

2-2-(1) 身近な外出支援の仕組みづくり (42ページ)

重点目標2 一人ひとりの相談を受けとめ協働で支える体制づくり

身近なところで気軽に困りごとを相談できる場や機会をつくり、相談・支援に関わる様々な人が協力し合い、一人ひとりの相談を受けとめ、協働で支える体制をつくります。

生活の中で生じる困りごとをどこに相談したらよいのかがわからない人や、様々な問題が重なり複雑になった悩みごとを抱える人などに寄り添っていきます。

〔具体的な施策内容〕

4-1-(1) コミュニティソーシャルワーカーの充実..... (56ページ)

4-1-(2) ネットワークによる相談支援体制の強化 (57ページ)

重点目標3 「ふくしの森」がひろがる情報の発信と共有

「ふくしの森」の様々な取組を市民に知っていただくため、多様な媒体によるわかりやすい情報を発信します。

誰にでも「ふくしの森」の情報が伝わり、活動への参加につながるよう、居場所、個人商店、人が集うカフェなどの地域の多様な場や、ソーシャル・ネットワーキング・サービス*（以下「SNS」という。）など多様な情報媒体や「ふくしの森マップ」などを活用して積極的に情報を発信します。

〔具体的な施策内容〕

1-3-（1）多様な媒体によるわかりやすい情報の発信と共有 ...（37ページ）

重点目標4 「ふくしの森」を育む人の充実

居場所や相談・支援を充実させていくためには、それを支える人々が育ち合う機会が重要です。「ふくしの森」を豊かに育む新たな担い手として「ふくしの森サポーター」を創設し、地域福祉推進組織などで活躍している皆さんとともに地域で支え合う「ふくしの森」を育む人の充実を目指します。

また、コミュニティソーシャルワーカーの専門性を高め、活動の充実を目指します。

〔具体的な施策内容〕

3-1-（1）ふくしの森サポーターの創設（46ページ）

4-1-（1）コミュニティソーシャルワーカーの充実（56ページ）

社会福祉協議会の重点取組

社会福祉協議会の使命

社会福祉協議会は、社会福祉法に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定されている社会福祉法人です。社会福祉の活動を行う人や社会福祉事業を経営する人の参加を得て運営されています。

「ふくしの森」に携わる住民、地域福祉推進組織やボランティア団体、社会福祉法人などの相互のつながりや協働の体制をつくるのが、地域福祉を推進する中核的な団体として社会福祉協議会が果たすべき大きな使命です。

重点目標達成のための取組

社会福祉協議会は、その使命を果たし、専門性のさらなる向上を図りながら、第3次プランの重点目標達成のため、特に次の3つの取組に力を入れていきます。

- 1 コミュニティソーシャルワーカー及びふくしの森ステーションの充実
- 2 「ふくしの森サポーター」の創設と育成
- 3 情報の発信と共有

重点取組1

コミュニティソーシャルワーカー及びふくしの森ステーションの充実

コミュニティソーシャルワーカーは、第1次プランから各地域への配置を進め、市内7か所に設置されたふくしの森ステーションを拠点として活動しています。

第3次プランでは、コミュニティソーシャルワーカーによる地域に出向いた個別支援と、地域の生活課題解決に向けた地域支援をさらに強化するため、すべてのふくしの森圏域ごとに、相談援助技術の専門知識を有したコミュニティソーシャルワーカーの配置とふくしの森ステーションの設置を目指し、総合的な相談支援体制を強化します。

コミュニティソーシャルワーカーは、身近な地域において主に次の2つの役割を担います。

くらしのなんでも相談員【個別支援】

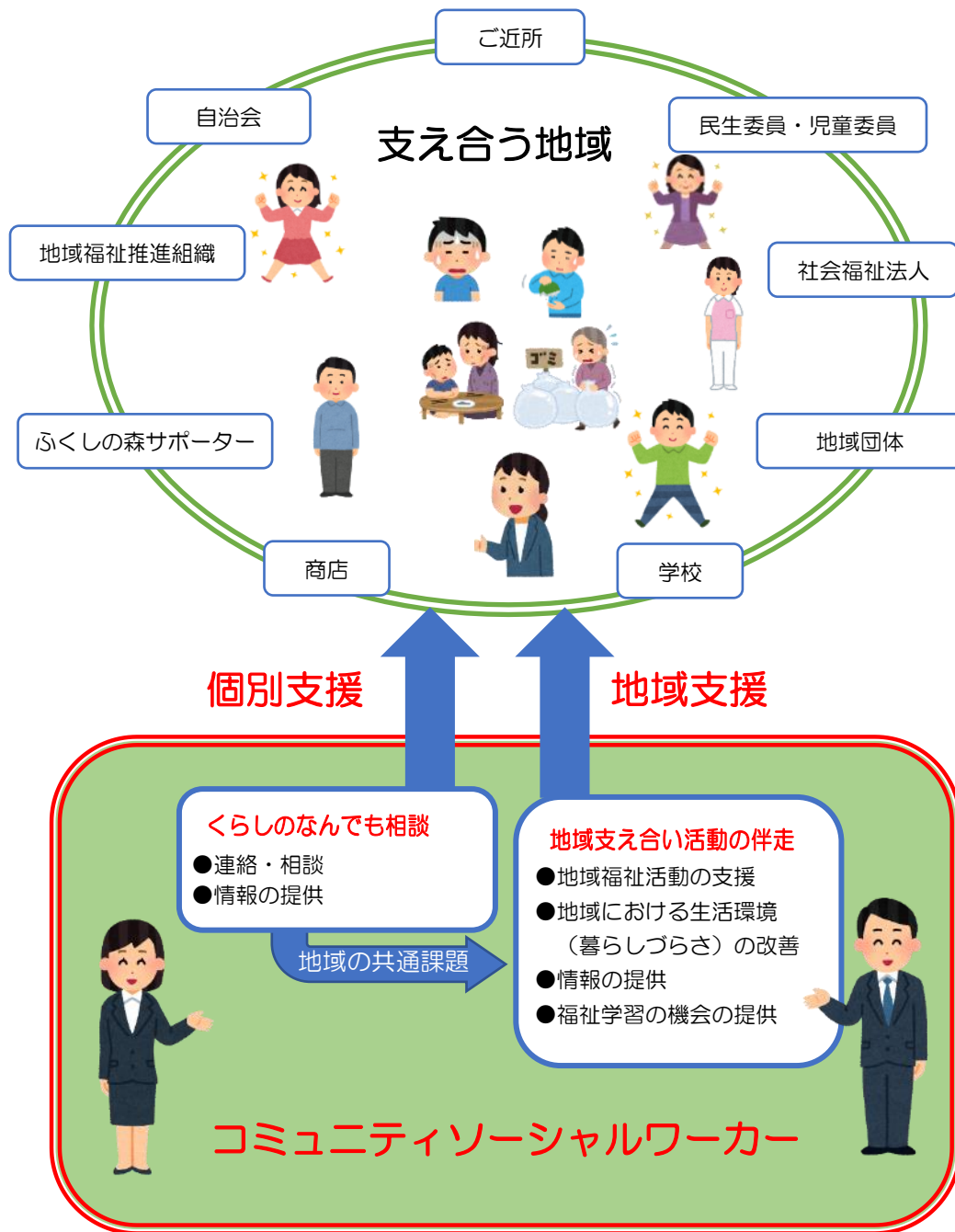
地域の身近な「くらしのなんでも相談員」として相談に応じるとともに、必要な方にはお宅などへ出向いてお話をうかがいます。また、解決が難しい困りごとについても、様々な専門相談機関や地域の方々とのネットワークのもと、協力して生活課題の早期解決へと結びつけ、地域の暮らしをサポートします。

地域支え合い活動の伴走者【地域支援】

各地域では、居場所づくりや生活の支え合いなど、地域福祉推進組織やボランティア団体などによって様々な活動が行われています。

コミュニティソーシャルワーカーは、このような地域での支え合いの活動が継続し、さらに活発になるよう、活動されているみなさんの「伴走者」となり、ネットワークづくりを行いながら、悩みごとに寄り添い、アイデアを出し合うなど誰もが安心して暮らせる地域をつくりまします。

◆ コミュニティソーシャルワーカーによる地域支援のイメージ ◆



コミュニティソーシャルワーカーの配置目標（平成35（2023）年度）



◆ ふくしの森ステーション一覧 ◆ （平成31（2019）年3月31日現在）

名称	対象圏域	設置場所	連絡先
ふくしの森ステーションかじ	加治 加治東	加治東地区 行政センター	042-971-5860 station-kaji@hannosyakyo.or.jp
ふくしの森ステーションみすぎだい	美杉台	美杉台地区 行政センター	042-972-2522 station-misugidai@hannosyakyo.or.jp
ふくしの森ステーションみなみこま	南高麗	南高麗 福祉センター	042-978-9783 station-minamikoma@hannosyakyo.or.jp
ふくしの森ステーションあがの	吾野	吾野地区 行政センター	042-978-2133 station-agano@hannosyakyo.or.jp
ふくしの森ステーションひがしあがの	東吾野	東吾野地区 行政センター	042-978-9781 station-higasiagano@hannosyakyo.or.jp
ふくしの森ステーションはらいちば	原市場	原市場 福祉センター	042-978-9782 station-haraichiba@hannosyakyo.or.jp
ふくしの森ステーションなぐり	名栗	保健センター 名栗分室	042-979-1133 station-naguri@hannosyakyo.or.jp

※電話番号はファクス兼用

重点取組2

「ふくしの森サポーター」の創設と育成

ふくしの森サポーターとは

地域福祉推進組織、市民会議、ボランティアなどで活躍している人や、新たに地域福祉活動に参加する人です。

ふくしの森サポーターの活動例

身近な支え合いの範囲での活動	ふくしの森圏域での活動	市全域での活動
<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ ・静かな見守り ・コミュニティソーシャルワーカーとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進組織 ・居場所づくり（サロンや食事会など） ・支え合いの移動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民会議 ・災害ボランティア ・情報発信

ふくしの森サポーターを育む取組

参加のきっかけと学びの機会	継続的な活動支援
<ul style="list-style-type: none"> ・ふくしの森サポーター講座の開催 ・市民会議と連携した学習会の開催 ・ふくしの森サポーター交流会の開催 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録制度の創設 ・活動の仕組みづくり ・社会福祉協議会と連携した活動 ・「ふくしの森」の情報提供 など

重点取組3

情報の発信と共有

「ふくしの森」の情報を共有できるイベントや交流会の開催

- ・交流イベントの開催
ふくしの森サポーター、地域福祉推進組織、ボランティア団体、社会福祉法人、福祉関係事業者など「ふくしの森」に関わる人々が一堂に集まり、「ふくしの森」を身近に感じてもらえるような交流イベントの開催を目指します。
- ・ふくしの森地区別懇談会や福祉関係事業者懇談会の開催
「ふくしの森」に関わる人々が「ふくしの森」の情報を共有し、ネットワークが広がるような懇談会を開催します。

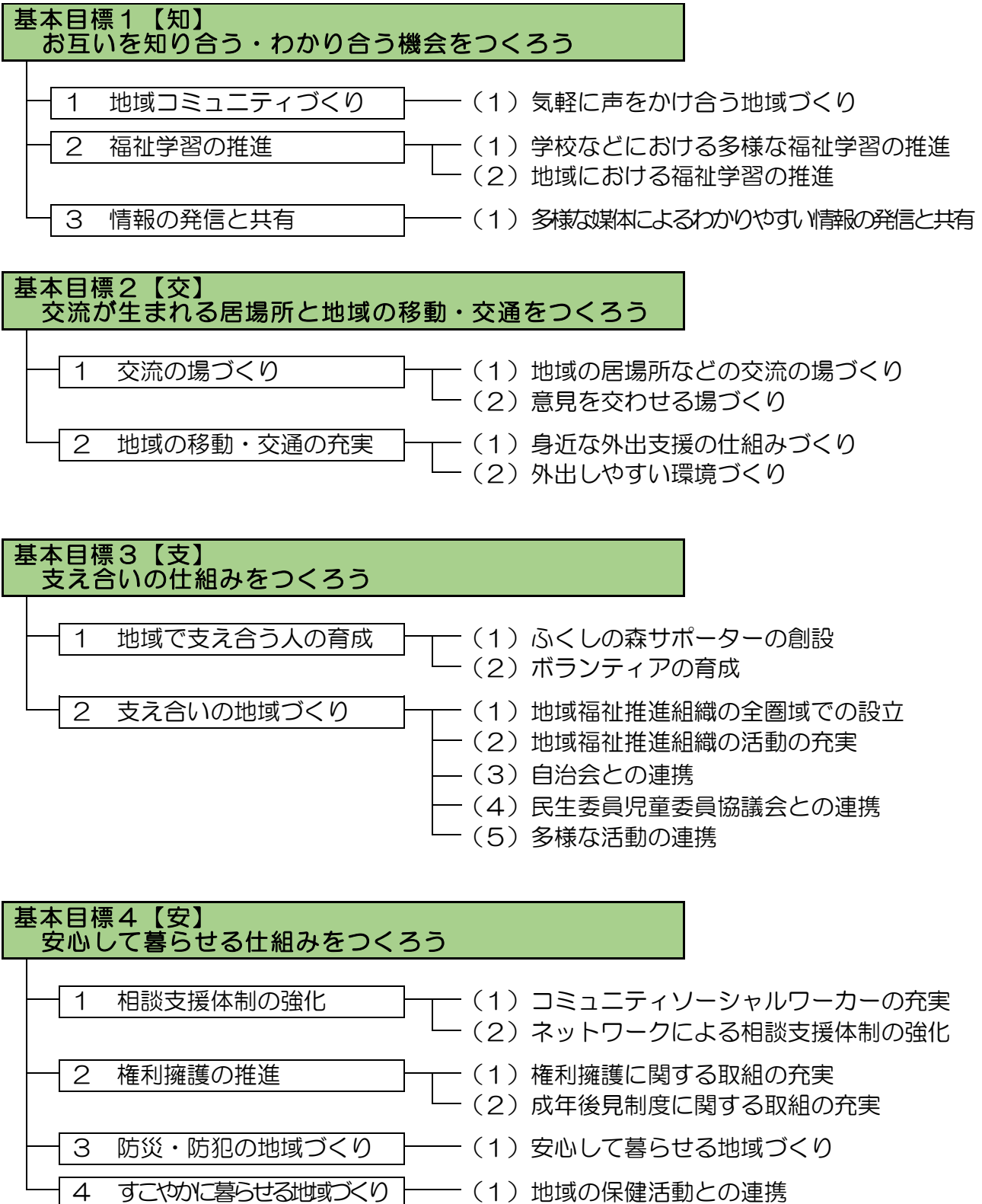
多様な媒体を活用した「ふくしの森」の情報発信

これまでの紙面による情報発信に加えて、「ふくしの森サポーター」との連携により、身近な「ふくしの森」の情報発信に力を入れ、さらに SNS などの多様な媒体を活用し、情報を共有する取組を進めます。

第4章

「ふくしの森」で取り組むこと

施策体系図



基本目標1【知】

お互いを知り合う・わかり合う機会をつくろう



基本施策	施策内容
1 地域コミュニティづくり	(1) 気軽に声をかけ合う地域づくり
2 福祉学習の推進	(1) 学校などにおける多様な福祉学習の推進
	(2) 地域における福祉学習の推進
3 情報の発信と共有	(1) 多様な媒体によるわかりやすい情報の発信と共有

1 地域コミュニティづくり

地域の支え合いによる福祉活動を進めるため、お互いを知り合うきっかけとなるあいさつや気軽な声のかけ合いにより、地域コミュニティづくりを目指します。

(1) 気軽に声をかけ合う地域づくり

活動主体		主な取組
市民	住民や地域団体	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりが進んであいさつをしましょう。 自治会など地域のコミュニティづくりのための団体の活動に、積極的に参加しましょう。
	地域福祉推進組織	<ul style="list-style-type: none"> 活動を通じて、あいさつや声かけの輪を広げましょう。
	福祉関係事業所や企業、個人商店など	<ul style="list-style-type: none"> 地域の一員として、あいさつや声かけの輪が広がる地域づくりに貢献しましょう。 自治会など地域のコミュニティづくりのための団体の活動に、積極的に協力しましょう。
	社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> 地域の一員として、あいさつや声かけの輪が広がる地域づくりに貢献しましょう。 自治会など地域のコミュニティづくりのための団体の活動に、積極的に協力しましょう。
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> あいさつや見守りに関する取組を周知します。 自治会など地域のコミュニティづくりのための団体の活動と連携、協力します。
市		<ul style="list-style-type: none"> あいさつや声かけの輪が広がる地域づくりを進めます。(地域活動支援課、保育課、学校教育課) 自治会など地域のコミュニティづくりのための団体の活動を支援します。(関係各課)

登下校時のあいさつ運動の様子



2 福祉学習の推進

学校や地域などにおいて、様々な立場の人との交流、体験の機会、講座、イベントの開催などにより、福祉を身近に感じることでできる福祉学習を進めます。

(1) 学校などにおける多様な福祉学習の推進

活動主体		主な取組
市民	住民や地域団体	・学校などが進める多様な福祉学習に、積極的に協力しましょう。
	地域福祉推進組織	・学校などが進める多様な福祉学習に、積極的に協力しましょう。
	福祉関係事業所や企業、個人商店など	・学校などが進める多様な福祉学習に、体験機会などを提供し、協力しましょう。
	社会福祉法人	・学校などが進める多様な福祉学習に、体験機会などを提供し、協力しましょう。
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協力校及びボランティア推進校事業を充実します。 ・交流、体験、学習を織り交ぜた多様な福祉学習を進めます。 ・教職員の多様な福祉学習に関する理解を促進します。 ・地域福祉推進組織及びボランティア団体、福祉関係事業所などに、福祉学習への協力を呼びかけます。
市		<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の多様な福祉学習に関する理解を促進します。 (学校教育課) ・学校などにおいて、福祉に関する出前講座を実施します。 (地域・生活福祉課、学校教育課、生涯学習課、関係各課) ・地域福祉推進組織及びボランティア団体、福祉関係事業所などに、福祉学習への協力を呼びかけます。 (地域・生活福祉課、保育課、学校教育課、関係各課)

(2) 地域における福祉学習の推進

活動主体		主な取組
市民	住民や地域団体	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉に関する学習の機会に、積極的に参加しましょう。 ・地域団体では、福祉に関する学習の機会をつくりましょう。
	地域福祉推進組織	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉に関する講座やイベントによる学習の機会をつくりましょう。
	福祉関係事業所や企業、個人商店など	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進組織などが実施する講座やイベントに、積極的に協力しましょう。
	社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進組織などが実施する講座やイベントに、積極的に協力しましょう。
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進組織などが実施する講座やイベントを支援します。 ・認知症や障害への理解などに関する講座やイベントを実施します。
市		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の生活課題に関する講座などを実施します。 (各地区行政センター、生活安全課、生涯学習課) ・認知症や障害への理解などに関する講座やイベントを実施するとともに、市民の取組を支援します。 (関係各課)

”ふだんのくらしのしあわせ”を育む福祉学習



社会福祉協議会では、小・中学校や地域と連携し、様々な福祉学習の活動を行っています。福祉が身近なもので、特別なことではないという“ふだんのくらしのしあわせ”という価値観を育むことに重点を置いて実践しています。



3 情報の発信と共有

地域で行われている様々な「ふくしの森」に関する情報が、多くの人たちに伝わり、取組に参加していただけるよう、多様な媒体によるわかりやすい情報の発信と共有を目指します。

(1) 多様な媒体によるわかりやすい情報の発信と共有

活動主体		主な取組
市民	住民や地域団体	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふくしの森」に関する情報に関心を持ちましょう。 ・「ふくしの森」に関する情報を、積極的に発信し共有しましょう。
	地域福祉推進組織	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙などにより、地域福祉推進組織に関する情報を広く伝えましょう。
	福祉関係事業所や企業、個人商店など	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふくしの森」に関する情報を、わかりやすく地域に伝えましょう。
	社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふくしの森」に関する情報を、わかりやすく地域に伝えましょう。
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる機会を通じて「ふくしの森プラン」を周知します。 ・「ふくしの森」の情報を共有できる様々なイベントを開催します。 ・「ふくしの森」の情報を一覧できるよう、「ふくしの森マップ」を作成します。 ・福祉センターやふくしの森ステーションなどを活用して、「ふくしの森」の情報コーナーを設置します。 ・事業所、店舗など人が集う場を活用した情報発信を促進します。 ・「ふくしの森」の情報をSNSなどを活用して発信するとともに、市民の情報発信を支援します。
市		<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる機会を通じて「ふくしの森プラン」を周知します。 (地域・生活福祉課) ・誰もが理解しやすく、情報が伝わりやすい広報紙やホームページを作成します。 (情報戦略課、関係各課) ・「ふくしの森」の情報を一覧できるよう、「ふくしの森マップ」や福祉に関する手引きなどを作成します。 (地域・生活福祉課、関係各課) ・事業所、店舗など人が集う場を活用した情報発信を促進します。 (地域・生活福祉課) ・「ふくしの森」の情報をSNSや飯能市ご当地アプリなどを活用して発信します。 (情報戦略課、地域・生活福祉課)

基本目標1【知】お互いを知り合う・わかり合う機会をつくろう

〔福祉の各分野別計画における関連取組〕

計画名	取組	内容
介護保険事業計画及び老人福祉計画	在宅介護・医療の連携	◇地域の医療・介護サービス資源の共有 ◇在宅医療・介護サービスの情報の共有支援 ◇地域住民への普及啓発
	介護予防・生活支援サービスの充実	◇介護予防の推進 ・介護予防普及啓発事業
	高齢者の居住安定に係る施策との連携	◇地域の一員として生活できるための支援 ・高齢者住宅等に居住する高齢者が地域の一員として参加できるための情報提供
障害者計画	情報提供の充実	◇こころのバリアリーの推進 ◇わかりやすい情報提供
	福祉教育の充実	◇幼い頃からの交流 ◇小・中学校における学習 ◇市職員等の障害理解
子ども・子育てワクワクプラン	妊娠期からの継続的支援の充実	◇子育てネットワーク情報誌の発行支援
	子ども体験活動の振興	◇社会福祉協力校・ボランティア推進校指定事業 ◇小学生ふくし体験教室
	学校教育の充実	◇地域共育推進事業※の継続
	地域における教育活動の充実	◇地域の学校（放課後子供教室推進事業※） ◇子どもへの声掛け運動の推進
	一人ひとりに情報を届ける	◇子育て応援ホームページの運営管理
	情報を活用する力をつける	◇学校における情報教育の充実

「はんのうふくしの森プラン」周知用クリアファイル



市内の小・中学生などに配布し、「はんのうふくしの森プラン」を周知しています。

基本目標2【交】

交流が生まれる居場所と地域の移動・交通をつくろう



基本施策	施策内容
1 交流の場づくり	(1) 地域の居場所などの交流の場づくり
	(2) 意見を交わせる場づくり
2 地域の移動・交通の充実	(1) 身近な外出支援の仕組みづくり
	(2) 外出しやすい環境づくり

1 交流の場づくり

地域において多世代の人が交流でき、その人らしさが尊重される誰もが安心して過ごせる居場所づくりと、意見を交わせる場づくりを目指します。

(1) 地域の居場所などの交流の場づくり

活動主体		主な取組
市民	住民や地域団体	・多世代の人が交流し、安心できる地域の居場所づくりに参加しましょう。
	地域福祉推進組織	・多世代の人が交流し、安心できる地域の居場所をつくりましょう。
	福祉関係事業所や企業、個人商店など	・地域の居場所づくりに、積極的に協力しましょう。
	社会福祉法人	・社会福祉法人の地域における公益的な取組*として、地域の居場所づくりと継続的な運営に貢献しましょう。
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の地域における公益的な取組と連携した地域の居場所づくりを支援します。 ・居場所づくりのため、空き家や空き店舗などの活用を検討します。 ・「食」を通じた居場所づくりへの支援を強化します。 ・地域の居場所づくりへの支援を充実します。
市		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の公共施設の活用に協力します。 (各地区行政センター、各施設管理所管課) ・空き家バンクの登録情報を提供します。 (まちづくり推進課) ・空き家など居場所づくりに必要な情報を、関係機関と協力して提供します。 (まちづくり推進課) ・高齢者や障害者、子ども、子育て世代の居場所づくりや交流の場づくりと継続的な運営を支援します。 (地域・生活福祉課、障害者福祉課、介護福祉課、子育て支援課)

「食」を通じた居場所づくりの様子（ふれあい精明の食事会）



みんなでおいしくいただきます！



(2) 意見を交わせる場づくり

活動主体		主な取組
市民	住民や地域団体	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な生活課題や地域でできることなどについて、話し合う機会に参加しましょう。 ・ふくしの森圏域ごとの活動計画づくりに参画しましょう。
	地域福祉推進組織	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な生活課題や地域でできることなどについて、話し合う機会を積極的につくりましょう。 ・ふくしの森圏域ごとの活動計画づくりに参画しましょう。
	福祉関係事業所や企業、個人商店など	<ul style="list-style-type: none"> ・ふくしの森地区別懇談会や福祉関係事業者懇談会へ参加し、ネットワークを広げましょう。 ・ふくしの森圏域ごとの活動計画づくりに参画しましょう。
	社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> ・ふくしの森地区別懇談会や福祉関係事業者懇談会へ参加し、ネットワークを広げましょう。 ・ふくしの森圏域ごとの活動計画づくりに参画しましょう。
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> ・ふくしの森地区別懇談会や福祉関係事業者懇談会を開催し、市民参画により、地域でできることなどを考える機会をつくります。 ・地域の住民や地域団体とともに、ふくしの森圏域ごとの活動計画をつくります。 ・話し合いの進め方に関する学習の機会を提供します。
市		<ul style="list-style-type: none"> ・ふくしの森地区別懇談会や福祉関係事業者懇談会を開催し、地域でできることなどを考える機会をつくります。 (地域・生活福祉課、関係各課)

わたしたちの「ふくしの森」づくり ～ふくしの森圏域ごとの活動計画～

ふくしの森圏域ごとの活動計画って？

すべてのふくしの森圏域（13 圏域）は、そこに住んでいる人、地域の強み、生活課題もそれぞれ違いがあります。それらを認識しながら地域の実情に合った目指す姿や取組方法などを定めていくのが、ふくしの森圏域ごとの活動計画です。

誰がつくるの？

社会福祉協議会が呼びかけ、地域住民や地域福祉推進組織、自治会、民生委員児童委員協議会などの団体、社会福祉法人、福祉関係事業所、企業などの参画によりつくります。

計画をつくることで

この取組は、計画書をつくることだけが目的ではありません。話し合いを重ねることで、地域を愛し活動する前向きな気持ちやお互いを思いやる心、協力し合いつながり合える喜びを共有することも目的の一つです。

地域のみなさんで目標を共有し、段階的・継続的に圏域ごとのふくしの森を育みます。



2 地域の移動・交通の充実

暮らしやすい地域の移動・交通の充実のためには、地域の実情に合わせた身近な外出支援の仕組みづくりが重要です。飯能市地域公共交通網形成計画と連携した地域主体の交通手段や相互の支え合い、社会福祉法人の地域における公益的な取組などにより、地域の移動・交通の充実を目指し、外出しやすい環境をつくります。

(1) 身近な外出支援の仕組みづくり

活動主体		主な取組
市民	住民や地域団体	<ul style="list-style-type: none"> 支え合いによる身近な外出支援の活動に参加しましょう。 支え合いによる身近な外出支援の仕組みをつくりましょう。
	地域福祉推進組織	<ul style="list-style-type: none"> 支え合いによる身近な外出支援の仕組みをつくりましょう。
	福祉関係事業所や企業、個人商店など	<ul style="list-style-type: none"> 支え合いによる身近な外出支援の活動に、積極的に協力しましょう。
	社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人の地域における公益的な取組として、外出しやすい地域づくりに貢献しましょう。
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉推進組織や介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業などによる、支え合いの外出の機会づくりや活動を支援します。 支え合いによる外出支援の学習会を開催します。 福祉関係事業所や社会福祉法人に、外出支援の協力を呼びかけます。
市		<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通網形成計画に基づき、地域の実情に合わせた支え合いによる外出支援活動への情報提供などを行います。 (生活安全課交通政策室、地域・生活福祉課) 介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業などと連携した移動手段の構築を促進します。 (介護福祉課)

支え合いによる外出支援の様子(たすけあいあがの移動交通部会の買い物ツアー)



(2) 外出しやすい環境づくり

活動主体		主な取組
市民	住民や地域団体	・点字ブロックや障害者用駐車スペースの利用の妨げにならないようにしましょう。
	福祉関係事業所や企業、個人商店など	・所有する施設において、点字ブロックの敷設や障害者用駐車スペースの設置に努めましょう。 ・高齢者や障害者、子育て世代が安心して利用できる施設環境の整備に努めましょう。
	社会福祉法人	・所有する施設において、点字ブロックの敷設や障害者用駐車スペースの設置に努めましょう。
社会福祉協議会		・車いすの貸出や福祉移送サービスの充実を図ります。
市		・高齢者や障害者、子育て世代が安心して利用できる施設環境の整備を進めます。 (各施設管理所管課) ・外出しやすい環境づくりや交通マナーの遵守に向けた啓発を行います。 (生活安全課、まちづくり推進課、道路公園課、区画整理課) ・安全な道路などの環境整備を進めます。 (道路公園課、区画整理課) ・各公共交通機関へのバリアフリー化を促進します。 (生活安全課交通政策室)

～飯能市地域公共交通網形成計画における

『地域主体の交通手段の確保』について～

市では、地域住民や観光客等の来訪者の移動手段である公共交通の再編を目指し、「飯能市地域公共交通網形成計画」を平成30年3月に策定しました。この計画では、市・交通事業者・地域（市民）が協働して公共交通を「まもる・育てる・つくる」ための取組を推進していきます。

計画の基本目標のひとつとして、『生活を支える公共交通手段を「つくる」—おでかけを支える公共交通手段を地域が主体となって確保する—』を掲げています。既存の公共交通への影響を考慮した上で、スクールバスへの混乗や自家用有償運送など、各地域の実情に合わせて交通手段の導入を検討していきます。

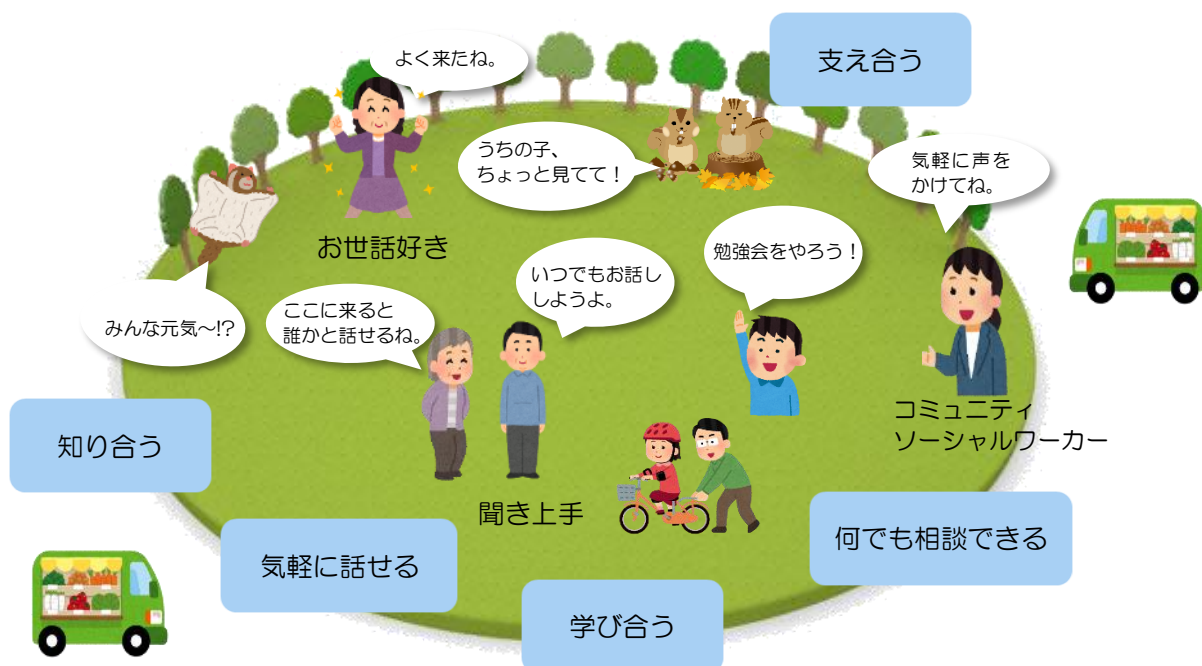


◆ スクールバスと混乗制度チラシ ◆

〔福祉の各分野別計画における関連取組〕

計画名	取組	内容
介護保険事業計画及び老人福祉計画	介護予防・生活支援サービスの充実	◇介護予防の推進 ・介護予防普及啓発事業における住民主体による通いの場の展開 ・地域リハビリテーション活動支援事業における通いの場への専門職による支援
障害者計画	交流機会の充実	◇イベント等による交流 ◇障害のある人が主体の地域活動
	住みよいまちづくり	◇バリアフリーの推進 ◇交通環境の向上
子ども・子育てワクワクプラン	交流の場の充実と親同士のつながる力の育成支援	◇子育てサークルの育成 ◇地域子育て支援拠点*の充実 ◇子育て広場（サロン）の拡充 ◇地域福祉推進組織の充実
	身近な居場所の充実	◇子どもの居場所づくり事業
	子育てにやさしい居住環境の推進	◇子育てにやさしい居住環境の整備 ◇赤ちゃんの駅*推進事業 ◇交通環境の充実（移手段の確保）

市民が訪れたいくなる、楽しい気持ちになる、安心できる居場所



基本目標3【支】

支え合いの仕組みをつくろう



基本施策	施策内容
1 地域で支え合う人の育成	(1) ふくしの森サポーターの創設
	(2) ボランティアの育成
2 支え合いの地域づくり	(1) 地域福祉推進組織の全圏域での設立
	(2) 地域福祉推進組織の活動の充実
	(3) 自治会との連携
	(4) 民生委員児童委員協議会との連携
	(5) 多様な活動の連携

1 地域で支え合う人の育成

あたたかい支え合いによる地域での福祉活動を充実させていくため、新たな担い手として「ふくしの森サポーター」を創設し、市民会議と協力して育成を進め、地域福祉推進組織などで活躍している皆さんとともに地域で支え合う人の充実を目指します。

(1) ふくしの森サポーターの創設

活動主体		主な取組
市民	住民や地域団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ふくしの森サポーター講座へ、積極的に参加しましょう。 ・市民会議においては、社会福祉協議会と協力して、ふくしの森サポーターの継続的な活動のための講座や学習会を企画運営しましょう。
	地域福祉推進組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ふくしの森サポーター講座へ、積極的に参加し、協力しましょう。
	福祉関係事業所や企業、個人商店など	<ul style="list-style-type: none"> ・ふくしの森サポーター講座へ、積極的に参加し、協力しましょう。
	社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> ・ふくしの森サポーター講座へ、積極的に参加し、協力しましょう。
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> ・ふくしの森サポーターの登録と活動の仕組みをつくります。 ・市民会議などと協力して、ふくしの森サポーター講座を開催します。
市		<ul style="list-style-type: none"> ・ふくしの森サポーター講座の開催など、登録と活動の仕組みづくりに協力します。 (地域・生活福祉課)

(2) ボランティアの育成

活動主体		主な取組
市民	住民や地域団体	・ボランティア活動に、積極的に参加しましょう。
	福祉関係事業所や 企業、個人商店 など	・ボランティア活動に、積極的に参加し、協力しましょう。
	社会福祉法人	・ボランティア活動に、積極的に参加し、協力しましょう。
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンター機能の充実を図ります。 ・様々なスキルのある人や活動意欲のあるボランティアの登録システムを充実します。 ・ボランティアの講座を充実し、育成を進めます。
市		<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動を支援します。 (地域活動支援課、地域・生活福祉課)

彩の国ボランティア体験プログラム



彩の国ボランティア体験プログラムは、地域で共に支え合う“福祉のまちづくり”につながる、気軽なボランティア体験の機会を提供するプログラムです。

子どもから大人まで、幅広い年齢層の方が参加しています。



2 支え合いの地域づくり

地域における支え合いの活動をさらに進めていくため、地域福祉推進組織の全圏域での設立と活動の充実を目指します。

自治会、民生委員児童委員協議会などの多様な団体の活動との連携を進め、支え合いの地域づくりを目指します。

(1) 地域福祉推進組織の全圏域での設立

活動主体		主な取組
市民	住民や地域団体	・地域の活動に関心を持つとともに、積極的に地域福祉推進組織の設立と運営に参加しましょう。
	地域福祉推進組織	・地域福祉推進組織の相互の交流や、設立を検討している地域への助言を行いましょ。
	福祉関係事業所や企業、個人商店など	・地域の一員として、地域福祉推進組織の設立と運営に協力しましょう。
	社会福祉法人	・地域の一員として、地域福祉推進組織の設立と運営に協力しましょう。
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進組織設立への支援体制を強化するため、コミュニティソーシャルワーカーを「ふくしの森」全圏域に配置します。 ・地域福祉推進組織設立への支援体制を強化するため、ふくしの森ステーションを「ふくしの森」全圏域に設置します。
市		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の公共施設の活用などにより、地域福祉推進組織の設立と運営を支援します。 (地域活動支援課、各地区行政センター、地域・生活福祉課)

◆ 地域福祉推進組織設立状況 ◆ (平成31(2019)年3月31日現在)

地 域	名 称	設立年月
原市場	原市場地区社会福祉協議会	平成15年 3月
名 栗	なぐり広場	平成21年11月
加治東	加治東ふれあい広場	平成23年 3月
吾 野	たすけあいがの	平成23年 6月
東吾野	ふくしの森・東吾野	平成25年 3月
南高麗	ささえあい南高麗	平成26年 3月
美杉台	あさひやまライフネット	平成30年 3月

(2) 地域福祉推進組織の活動の充実

活動主体		主な取組
市民	住民や地域団体	・地域福祉推進組織の活動に、積極的に参加しましょう。
	地域福祉推進組織	・地域の生活課題を踏まえて、地域福祉推進組織の活動を充実しましょう。
	福祉関係事業所や企業、個人商店など	・地域福祉推進組織の活動に、積極的に参加し、協力しましょう。
	社会福祉法人	・地域福祉推進組織の活動に、積極的に参加し、協力しましょう。
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティソーシャルワーカーを中心に、地域福祉推進組織の活動を支援します。 ・地域福祉推進組織交流会の開催などにより、地域福祉推進組織間の相互交流や情報共有を充実します。
市		<ul style="list-style-type: none"> ・庁内の横断的な連携により、活動拠点の確保など地域福祉推進組織の継続的な活動を支援します。 <p>(地域活動支援課、各地区行政センター、地域・生活福祉課、関係各課)</p>

地域福祉推進組織交流会



地域福祉推進組織交流会では、市内の地域福祉推進組織で活動している皆さんが集まり、相互交流や、情報共有を行っています。



(3) 自治会との連携

活動主体		主な取組
市民	住民や地域団体	<ul style="list-style-type: none"> 自治会に加入し、自治会の活動に積極的に参加しましょう。 自治会においては、自治会の活動を周知し、地域住民の加入促進に努めましょう。 地域団体においては、自治会の活動と積極的に連携しましょう。
	地域福祉推進組織	<ul style="list-style-type: none"> 自治会の活動と連携し、協力して支え合いの地域づくりを進めましょう。
	福祉関係事業所や企業、個人商店など	<ul style="list-style-type: none"> 自治会の活動に協力し、積極的に参加しましょう。
	社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> 自治会の活動に協力し、積極的に連携しましょう。
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> 自治会が実施する福祉に関する活動を支援します。 自治会と地域団体との連携を支援します。
市		<ul style="list-style-type: none"> 自治会加入を促進し、自治会の活動を支援します。(地域活動支援課、各地区行政センター) 自治会と地域団体との連携を支援します。(地域活動支援課、各地区行政センター)

自治会による河川清掃の様子



(4) 民生委員児童委員協議会との連携

活動主体		主な取組
市民	住民や地域団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員・児童委員の活動に、積極的に協力しましょう。 ・ 民生委員・児童委員においては、活動を周知し、地域住民の理解と協力を努めましょう。
	地域福祉推進組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員・児童委員の活動を理解し、積極的に連携しましょう。
	福祉関係事業所や企業、個人商店など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員・児童委員の活動を理解し、積極的に連携しましょう。
	社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員・児童委員の活動を理解し、積極的に連携しましょう。
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員・児童委員と連携して、地域課題の解決に向けた取組を進めます。 ・ 民生委員児童委員協議会の活動を支援します。 ・ 民生委員児童委員協議会と連携し、「静かな見守り活動事業*」を充実します。
市		<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員・児童委員と連携して、自立支援検討会議などにより地域課題の解決に向けた取組を進めます。 (地域・生活福祉課、関係各課) ・ 民生委員児童委員協議会の運営を支援し、活動しやすい環境をつくれます。 (地域・生活福祉課、関係各課)

～民生委員・児童委員について～

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、それぞれが担当する地域で活動しています。また、全ての民生委員は児童委員を兼ねています。

民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、高齢者や障害者の安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行うとともに、医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、生活上の困りごとや心配ごとなどの「身近な相談相手」となっています。

また、相談内容に応じて、必要な支援が受けられるよう、地域の専門機関との「つなぎ役」をしています。

主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員で、行政、学校等と連携して活動しています。

なお、民生委員・児童委員には法に基づく守秘義務があり、相談内容の秘密は守られます。

あなたのご近所にも民生委員・児童委員がいます。お気軽にご相談ください。



(5) 多様な活動の連携

活動主体		主な取組
市民	住民や地域団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域団体、地域福祉推進組織などの多様な活動に参加し、協力しましょう。 ・企業や商店などとも連携を図り、地域福祉活動を広めましょう。
	地域福祉推進組織	<ul style="list-style-type: none"> ・地域団体などの活動と連携して、支え合いの地域をつくりましょう。
	福祉関係事業所や企業、個人商店など	<ul style="list-style-type: none"> ・多職種や他分野との積極的な連携を図りましょう。
	社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の地域における公益的な取組を行いましょう。 ・多職種や他分野との積極的な連携を図りましょう。
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係事業者やボランティア団体などの交流イベントや、福祉関係事業者懇談会を開催します。 ・社会福祉法人の地域における公益的な取組との連携を強化します。 ・社会福祉協議会の特別会員*などと連携し、地域福祉活動を広めます。
市		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題解決のための市民活動団体の事業を支援します。(地域活動支援課) ・社会福祉法人の地域における公益的な取組を促進します。(各社会福祉法人所管課) ・ふくしの森プランを全庁的に進めます。(全庁)

多世代交流会の様子（地域包括支援センターいなり町と社会福祉協議会の共催）



〔福祉の各分野別計画における関連取組〕

計画名	取組	内容
介護保険事業計画及び老人福祉計画	介護予防・生活支援サービスの充実	◇生活支援サービス※の体制整備 ・生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）※の配置 ・協議体の設置・運営
障害者計画	地域の福祉力の向上	◇飯能市社会福祉協議会との連携 ◇飯能市民生委員児童委員協議会等との連携
	ボランティアの育成及び活動支援	◇ボランティアの育成 ◇障害のある人が参加するボランティア活動への支援
	ピアサポート及び家族会活動の支援	◇ピアサポート※活動の支援 ◇家族会活動の支援
子ども・子育てワクワクプラン	地域で支えるネットワークづくり	◇利用者支援事業 ◇保育所の地域子育て支援の充実及び地域活動事業の実施 ◇子育て総合センターのイニシアチブによる地域子育て支援拠点での子育て支援事業の拡充
	市民と行政の連携（協働）	◇子育て支援ボランティア等との協働事業の推進
	家庭・地域・学校の連携	◇地域共育推進事業の継続 ◇公民館が子育て支援や異世代交流の場として機能するための他機関との連携の推進
	駿河台大学と子育て総合センターの連携	◇駿河台大学と連携した事業の実施
	ボランティアの育成	◇ボランティアのコーディネート事業 ◇高校生保育ボランティアの育成
	市民活動の推進	◇地域リーダーの育成 ◇NPO※の育成
健康のまちづくり計画	趣味・生きがい	◇生きがいを持って地域で活躍できる人材の育成 ◇各地区における趣味・生きがい活動の促進
国民健康保険データヘルス計画・特定健康診査等実施計画	特定健康診査受診率向上のための取組	◇地域の団体等との連携 ・自治会や地区体育協会などの地域の団体と連携した特定健康診査や健康づくりの周知

基本目標4【安】

安心して暮らせる仕組みをつくろう



基本施策	施策内容
1 相談支援体制の強化	(1) コミュニティソーシャルワーカーの充実
	(2) ネットワークによる相談支援体制の強化
2 権利擁護の推進	(1) 権利擁護に関する取組の充実
	(2) 成年後見制度に関する取組の充実
3 防災・防犯の地域づくり	(1) 安心して暮らせる地域づくり
4 すこやかに暮らせる地域づくり	(1) 地域の保健活動との連携

1 相談支援体制の強化

コミュニティソーシャルワーカーをすべてのふくしの森圏域（13圏域）に配置し、積極的に地域に相談に出向くなど、相談支援体制を強化します。

また、様々な専門分野の協働によるネットワークを整備し、複合的で複雑な生活課題を解決するための相談支援体制の強化を目指します。

(1) コミュニティソーシャルワーカーの充実

活動主体		主な取組
市民	住民や地域団体	・コミュニティソーシャルワーカーの活動を理解し、積極的に協力しましょう。
	地域福祉推進組織	・コミュニティソーシャルワーカーの活動を理解し、相談支援につながるよう積極的に協力しましょう。
	福祉関係事業所や企業、個人商店など	・コミュニティソーシャルワーカーの活動を理解し、積極的に連携しましょう。
	社会福祉法人	・コミュニティソーシャルワーカーの活動を理解し、積極的に連携しましょう。
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティソーシャルワーカーをすべてのふくしの森圏域（13圏域）に配置し、地域課題の解決に向けた取組を進めます。 ・ふくしの森ステーションをすべてのふくしの森圏域（13圏域）に設置し、身近な相談支援を充実します。 ・コミュニティソーシャルワーカーとふくしの森ステーションの役割や活動についての周知を図ります。
市		<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティソーシャルワーカーの配置やふくしの森ステーションの設置を支援します。 （地域・生活福祉課） ・コミュニティソーシャルワーカーと関係各課との連携を強めます。 （地域・生活福祉課、関係各課）

コミュニティソーシャルワーカーの活動の様子



(2) ネットワークによる相談支援体制の強化

活動主体		主な取組
市民	福祉関係事業所や企業、個人商店など	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援者間のネットワークづくりの場に、積極的に参加し、連携を強めましょう。
	社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人の地域における公益的な取組として、生活困窮者など地域で課題を抱える人たちの支援に協力しましょう。 相談支援者間のネットワークづくりの場に、積極的に参加し、連携を強めましょう。 社会福祉士など専門職の現場実習に協力しましょう。
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> 複合的で複雑な課題を解決するため、様々な専門分野のネットワークを整備し、協働により総合的な相談支援体制を強化します。 ふくしの森圏域ごとに相談支援者地域連携会議を設置し、定期的開催します。 相談支援者を対象とした合同研修会や学習会を開催します。 社会福祉士など専門職の現場実習に協力します。
市		<ul style="list-style-type: none"> 複合的で複雑な課題を解決するため、様々な専門分野のネットワークを整備し、協働により総合的な相談支援体制を強化します。 (地域・生活福祉課、関係各課) 生活困窮などによる居住や就労に課題を抱える人などの自立に向けた、各分野横断的な支援体制を充実します。 (地域・生活福祉課、関係各課) 保健、医療、福祉、教育、労働などの各分野が連携して自殺対策に関する事業を推進します。 (健康づくり支援課、関係各課) 相談支援者を対象とした合同研修会や学習会を開催します。 (地域・生活福祉課) 社会福祉士など専門職の現場実習に協力します。 (地域・生活福祉課、関係各課)

様々な専門分野のネットワーク（多職種連携座談会 飯能・日高地区ワールドカフェ）



飯能・日高地区の医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、保健所、社会福祉協議会、市、地域包括支援センターなどが参加しています。

地域包括ケアシステムの実現に向け、顔が見える関係の構築や地域・医療・福祉の連携を目的に、多職種による情報交換、認知症相談窓口の普及、市民への啓発活動などを行っています。

2 権利擁護の推進

一人ひとりの人権や財産などの権利を守ることは大変重要なことです。

自分自身の権利を表明することが難しい人の人権や財産などを守るために、権利擁護の大切さや成年後見制度^{*}の仕組みについて、市民の理解を深めるとともに、研修や講座などの開催を促進します。

また、成年後見支援センターと関係機関による相談支援体制の充実を図り、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します。

(1) 権利擁護に関する取組の充実

活動主体		主な取組
市民	住民や地域団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護に関する学習の機会に参加し、理解を深めましょう。 ・ 支援を必要とする世帯に気づいた際には、身近な相談先に連絡しましょう。
	地域福祉推進組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援を必要とする世帯に気づいた際には、身近な相談先に連絡しましょう。
	福祉関係事業所や企業、個人商店など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護など学習の機会に、積極的に参加しましょう。
	社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護など学習の機会に、積極的に参加し、協力しましょう。 ・ 権利擁護に関する研修の実施などにより、理解を深めましょう。
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護に関する学習の機会の提供や、取組を周知します。
市		<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連携を強め、虐待防止などの権利擁護を進めます。(関係各課) ・ 権利擁護に関する学習の機会の提供や、取組を周知します。(関係各課) ・ 支援を必要とする世帯を早期に把握するため、情報収集を行います。(関係各課)

(2) 成年後見制度に関する取組の充実

活動主体		主な取組
市民	住民や地域団体	・ 市民後見人養成講座に、積極的に参加しましょう。
	福祉関係事業所や 企業、個人商店 など	・ 市民後見人の育成事業に協力しましょう。
	社会福祉法人	・ 市民後見人の育成事業に協力しましょう。
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見支援センターの充実を図り、関係機関との連携を強めます。 ・ 市民後見人養成講座を開催し、市民後見人の育成を進めます。 ・ 法人後見事業の充実を図ります。
市		<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民後見推進事業を実施します。 (介護福祉課) ・ 法人後見事業を支援します。 (地域・生活福祉課、介護福祉課) ・ 成年後見制度の利用の促進に関する取組を検討します。 (介護福祉課)

市民後見人養成講座（基礎編）



市民後見人養成講座基礎編は、講義や演習などを通じて、成年後見制度や市民後見人についてなどを学びます。

基礎編修了後、さらに実践編を修了し希望する人は、市民後見人候補者名簿に登録されます。



3 防災・防犯の地域づくり

防災・防犯の取組により、安心して暮らせる地域をつくるため、地域において防災訓練や災害時要援護者支援を進め、災害発生時の支え合い活動を目指します。

(1) 安心して暮らせる地域づくり

活動主体		主な取組
市民	住民や地域団体	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的に隣近所で声かけをしましょう。 ・自主防災会などにおいては、災害時要援護者に配慮した地域の防災訓練などを実施しましょう。 ・地域の防災訓練へ積極的に参加し、自らの安全を守る行動を決めておきましょう。 ・災害発生時には、お互いに支え合い、避難をしましょう。 ・登下校の見守りや子どもを守る家などの活動に協力しましょう。
	地域福祉推進組織	<ul style="list-style-type: none"> ・防災や防犯について、話し合いや学習の機会をつくりましょう。
	福祉関係事業所や企業、個人商店など	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所[*]として、積極的に協力しましょう。 ・自主的な防災訓練を実施し、災害発生時の従業員や施設利用者などの安全確保に努めましょう。 ・地域の一員として、地域の防災訓練に積極的に協力しましょう。
	社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所として、積極的に協力しましょう。 ・自主的な防災訓練を実施し、災害発生時の従業員や施設利用者などの安全確保に努めましょう。 ・地域の一員として、地域の防災訓練に積極的に協力しましょう。
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンター[*]を円滑に運営するため、災害ボランティアセンター運営訓練を実施します。
市		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者避難支援プランの普及と啓発を行います。(危機管理室、地域・生活福祉課、障害者福祉課、介護福祉課) ・地域の防災訓練などを支援します。(危機管理室) ・福祉避難所の充実を図ります。(地域・生活福祉課、障害者福祉課、介護福祉課) ・登下校の見守りや子どもを守る家など、暮らしの安全を守る事業を進めます。(生活安全課、地域・生活福祉課、学校教育課) ・出前講座などにより、防災や振り込め詐欺被害防止などの啓発を進めます。(危機管理室、生活安全課、地域・生活福祉課、生涯学習課)

4 すこやかに暮らせる地域づくり

誰もが安心して暮らすために、地域の保健活動と連携し、すこやかな生活を送ることができる地域づくりを目指します。

(1) 地域の保健活動との連携

活動主体		主な取組
市民	住民や地域団体	<ul style="list-style-type: none"> ・各種健診（検診）などの受診や講座への参加により、健康な生活に心がけましょう。 ・介護予防の軽運動などの活動に参加しましょう。
	地域福祉推進組織	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防の軽運動などを活動に取り入れましょう。
	福祉関係事業所や企業、個人商店など	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり宣言*を実施し、地域へ発信しましょう。
	社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり宣言を実施し、地域へ発信しましょう。
社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> ・保健師や管理栄養士などと連携し、相談支援や地域福祉推進組織などの活動支援を充実します。
市		<ul style="list-style-type: none"> ・保健師や管理栄養士などによる、地域での保健活動を進めます。（健康づくり支援課） ・各種健診（検診）や講座により、生活習慣病などの予防及び改善事業を進めます。（健康づくり支援課、保険年金課） ・こころの健康づくり*や自殺対策に関する事業を進めます。 〔障害者福祉課、介護福祉課、子育て支援課、健康づくり支援課、学校教育課〕 ・介護予防の軽運動やウォーキング事業などの健康増進事業を進めます。（介護福祉課、健康づくり支援課） ・在宅医療連携拠点*の充実を図ります。（介護福祉課） ・南高麗及び名栗診療所や訪問看護ステーションほほえみにおいて、訪問診療や訪問看護などの地域医療活動を進めます。（保険年金課医療政策室）

基本目標4【安】安心して暮らせる仕組みをつくろう

〔福祉の各分野別計画における関連取組〕

計画名	取組	内容
介護保険事業計画及び老人福祉計画	在宅医療・介護の連携	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域の医療・介護サービス資源の共有 ◇在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議 ◇在宅医療・介護連携に関する相談の受付等 ◇在宅医療・介護サービスの情報の共有支援 ◇24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制*の構築 ◇二次医療圏*内・関係市町村との連携
	認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇認知症ケアパス*の普及・啓発 ◇認知症初期集中支援推進事業 ◇認知症地域支援推進員等設置事業 ◇認知症ケア向上推進事業 ◇若年性認知症への支援 ◇認知症サポーター養成講座の実施 ◇市民後見人の育成・活用
障害者計画	相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇基幹相談支援センター*の設置 ◇障害特性に配慮したきめ細かい支援 ◇相談支援体制の充実及び一元的な相談窓口の検討
	個別相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇ケアマネジメント*手法による相談支援 ◇相談窓口の連携
	権利擁護に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◇誰もが尊重される権利擁護に関する啓発 ◇権利擁護のための協議
	情報の保障・支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇情報の保障・支援の充実
	虐待予防の徹底と虐待の早期発見・対応	<ul style="list-style-type: none"> ◇虐待予防の徹底 ◇虐待の早期発見・対応
	成年後見制度の利用支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇成年後見制度の啓発 ◇制度利用に関する支援
	住みよいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ◇犯罪や消費生活トラブルの未然防止
	防災対策・災害時支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇障害特性に配慮した防災対策の推進 ◇避難所の充実及び避難所生活支援
子ども・子育てワクワクプラン	妊娠期からの継続的支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇新生児訪問指導の充実 ◇保健センター機能の充実 ◇養育支援訪問事業*の実施
	交流の場の充実と親同士のつながる力の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域子育て支援拠点の充実 ◇保育所の地域子育て支援の充実及び地域活動事業の実施
	児童虐待防止対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇要保護児童対策地域協議会*の運営 ◇養育支援訪問事業の実施 ◇児童虐待防止・相談ホットラインの活用

〔福祉の各分野別計画における関連取組〕

計画名	取組	内容
子ども・子育て ワクワクプラン	DV対策の充実	◇DV※関係機関連絡調整会議の推進 ◇女性相談の実施 ◇配偶者暴力相談支援センター※の運営
	子ども観の転換	◇人権尊重意識の啓発・教育 ◇教育活動を通じた人権意識の啓発活動
	子どもの相談・救済 制度の提供	◇家庭児童相談事業 ◇教育相談 ◇さわやか相談員※の配置 ◇児童虐待防止・相談ホットラインの活用
	不登校・中退・ひき こもりへの対応の充 実	◇学校の教育相談及び教育センターの充実
	交通安全	◇交通安全施設等整備事業 ◇交通安全啓発事業
	防犯の強化	◇保育所、幼稚園、学校での防犯講習 ◇あんしんまちづくり学校パトロール隊※
健康のまちづく り計画	休養・こころの健康 づくり	◇こころの健康に関する相談事業の充実 ◇睡眠に関する相談の充実
	趣味・生きがい	◇生きがいを持って地域で活躍できる人材の育成 ◇各地区における趣味・生きがい活動の促進
自殺対策計画	地域におけるネット ワークの強化	◇保健、医療・介護、福祉、労働、教育等の連携強 化による生きることの包括的支援体制の整備充実 ◇地域の関係団体との協働
	自殺対策を支える人 材の育成	◇悩みを抱える人の身近な立場の人へのゲートキー パー※養成
	市民への啓発と周知	◇自殺対策に関する普及啓発の実施
	生きることの促進要 因への支援	◇生きることの「阻害因子」や「危険因子」を減ら す取組と、生きることの「促進要因」を増やす取 組の推進
	各世代の自殺要因や 特性に応じた生きる ことの包括的な支援 体制の整備充実	◇高齢層への支援体制の強化 ◇生活困窮者への支援体制の強化
関係機関・団体や企 業等との連携強化・ 協働による取組の推 進	◇追いつめられる前に、早期に相談を促し解決に導 くための取組 ◇相談や必要な医療につながらない人への支援体制 の整備推進	

基本目標4【安】安心して暮らせる仕組みをつくろう

〔福祉の各分野別計画における関連取組〕

計画名	取組	内容
自殺対策計画	安全対策など社会的な取組の推進	◇自殺対策協議会による官民協働の自殺対策事業の推進 ◇災害におけるストレスとこころのケア・自殺予防の取組
国民健康保険データヘルス計画・特定健康診査等実施計画	特定健康診査受診率向上のための取組	◇地域の団体等との連携 ・自治会や地区体育協会などの地域の団体と連携した特定健康診査や健康づくりの周知

第5章

「ふくしの森」を進めるために

第1節 第3次プラン推進のために

1 協働による推進

市民、社会福祉協議会及び市の協働により、第3次プランを推進します。

①市民会議

第3次プランでは、「ふくしの森」の普及と啓発を進めていくための活動とともに、「ふくしの森サポーター」の継続的な活動のための講座や学習会など、市民主体の企画運営を行います。

②飯能市地域福祉審議会及び飯能市地域福祉活動計画推進委員会

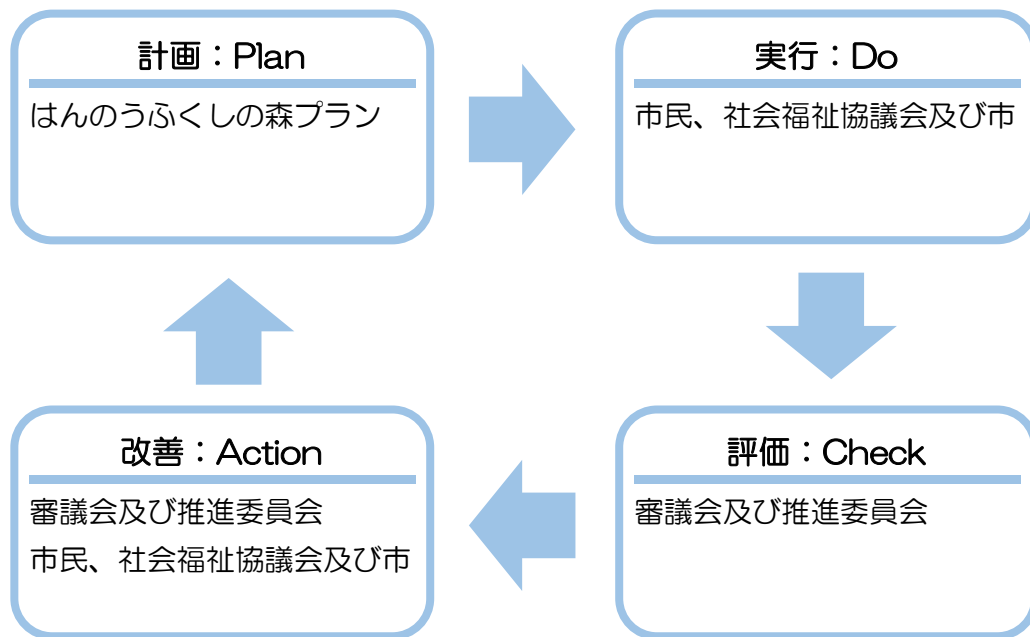
地域福祉の推進とプランの策定について、調査審議する審議会及び推進委員会において、プランの推進について必要な事項を調査審議するとともに、進管理や評価などを行います。

2 財源の確保

第3次プランを着実に推進するため、市や社会福祉協議会の財源のみならず、補助金の柔軟な運用、社会福祉法人の地域における公益的な取組、企業の社会貢献事業、共同募金によるテーマ型募金^{*}などの財源確保と寄附文化の醸成に努めます。

3 進行管理

プランの進行管理については、PDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）により、審議会及び推進委員会で調査審議と評価を行います。



4 評価指標

各基本目標における評価指標は次のとおりです。

基本目標1【知】

お互いを知り合う・わかり合う機会をつくろう

指標名	現状値	目標値	備考
自ら進んであいさつをしている児童・生徒の割合	66.5%	70%	意識調査
近所の方が相手からあいさつをしてくれると感じている児童・生徒の割合	59.0%	70%	意識調査
福祉学習を実施している学校数	14校	全ての公立小・中学校	
教職員向けの学習に参加している学校数	4校	全ての公立小・中学校	
認知症サポーター養成講座の受講者数	6,817人	10,000人	延べ受講者数
生活課題に関する出前講座の実施回数	10回/年	20回/年	
はんのうふくしの森プランを知っている人の割合	40.4%	60%	意識調査
〔新規〕 「ふくしの森マップ」の作成	—	発行	

基本目標2【交】

交流が生まれる居場所と地域の移動・交通をつくろう

指標名	現状値	目標値	備考
地域の居場所（サロン、子ども食堂、食事会など）の設置数	49か所	70か所	
認知症カフェの参加者数	1,428人/年	2,000人/年	
ふくしの森地区別懇談会の参加者数	477人	1,000人	
福祉関係事業者懇談会の開催回数	1回/年	2回/年	
助け合いの移送サービス実施団体数	4団体	6団体	

基本目標3【支】

支え合いの仕組みをつくろう

指標名	現状値	目標値	備考
〔新規〕 ふくしの森サポーター講座の開催回数	—	20回	
〔新規〕 ふくしの森サポーターの登録者数	—	300人	
ボランティアセンターに登録しているボランティア数	個人 50人 団体 1,106人 (57団体)	個人 75人 団体 1,500人 (65団体)	
地域福祉推進組織の設立数	7組織	13組織	
地域福祉推進組織交流会の開催回数	1回/年	2回/年	
民生委員・児童委員活動を知っている人の割合	24.5%	40%	意識調査
福祉関係事業者懇談会の開催回数	1回/年	2回/年	(再掲)
地域における公益的な取組を行っている社会福祉法人数	4法人	8法人	現況調査

基本目標4【安】

安心して暮らせる仕組みをつくろう

指標名	現状値	目標値	備考
コミュニティソーシャルワーカーの配置人数	6人	13人	
ふくしの森ステーションの設置数	7か所	13か所	
コミュニティソーシャルワーカーを知っている人の割合	37.9%	60%	意識調査
〔新規〕 相談支援者ネットワーク会議の開催回数	—	2回/年	
市民後見人養成講座（実践編）の修了者数	67人	100人	事業開始以降の延べ修了者数
〔新規〕 成年後見制度を知っている人の割合	—	20%	意識調査
福祉避難所に関する協定の締結数	26か所	30か所	

資料編

資料1 「ふくしの森」の地域づくり

第3次プランの策定にあたり開催した、ふくしの森地区別懇談会（12ページ）の様子です。

圏域ごとの「ふくしの森」の活動や懇談会での意見については76ページ以降をご覧ください。



1 地域福祉推進組織の紹介

はんのうふくしの森プランでは、第1次プラン以降、地域の実情を踏まえた圏域ごとの取組を重視してきました。その中で設立されたのが地域福祉推進組織です。

地域福祉推進組織は、自治会や民生委員児童委員協議会などの地域団体、地域ごとのボランティア団体や活動の趣旨に賛同した人などで構成される住民主体の支え合い活動を行う組織です。

現在7つの圏域で設立され、それぞれ特色のある活動を行っています。

原市場地区社会福祉協議会（平成15年3月設立）		原市場圏域
<p>【主な活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見守り活動 ・お食事サービス活動 ・サロン活動 ・子育て支援活動 ・ボランティア活動体験 ・広報紙「ねんりん」発行 	<p>「目指そう!! 助け合いの心豊かな福祉の原市場（まち）」をスローガンに、自治会、民生委員児童委員協議会、まちづくり推進委員会、NPO法人、ボランティア団体などによって構成され、サロン活動や高齢者の見守り活動、子育て支援活動、福祉人材の育成などに取り組んでいます。</p> <p>地域の皆さんの多様な視点を大切に、誰もが安心して暮らしていける地域を目指して活動をしています。</p>	

なぐり広場（平成21年11月設立）		名栗圏域
<p>【主な活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・楽しみ合う活動（コンサートなど） ・学び合う活動 ・支え合う活動 ・サロン活動 ・食事会活動 ・広報紙「あんだかや!？」発行 	<p>ボランティア団体と自治会、民生委員児童委員協議会が手をつなぎ合い、安心して楽しく暮らせる地域を目指して活動するために設立されました。</p> <p>個々の団体での活動に加え、コンサートやお楽しみ会などの楽しみ合う活動、名栗地区行政センターと共催の「名栗を知ろう会」のような学び合う活動、おおふなと夢商店街支援市や有償の助け合い活動などの支え合う活動、また、毎週火曜日にはどなたでも自由に集まれる「なぐりの茶の間」を開くなど、地域の皆さんとつながり合い、支え合いの活動をしています。</p>	

加治東ふれあい広場（平成 23 年 3 月設立）		加治東圏域
<p>【主な活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の居場所「うちのえんがわ」 ・地域交流イベント 〔七夕まつり、ふれあい交流会、まゆ玉飾り〕 ・教養講座 ・広報紙「あおぞら」発行 	<p>「つながりあうこと、学びあうこと、支えあうことを継続することで、加治東地区の誰もが安心して楽しく暮らせる地域をつくること」を目的に、自治会、民生委員児童委員協議会、母子愛育会、まちづくり推進委員会、食生活改善推進委員会、にこにこひろば、長寿会など、地域で活動をしている多くの団体によって構成されています。</p> <p>地域の特色を活かして 3 か所で行われているサロン活動、地域交流イベント、年 6 回発行している広報紙「あおぞら」を通じて、ひとり暮らしの高齢者の方々を地域全体で見守る活動などを行っています。</p>	

たすけあいがの（平成 23 年 6 月設立）		吾野圏域
<p>【主な活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区別の地域の茶の間ふれあい食事会など ・移動交通部会の活動 買い物ツアー 茶の間・食事会への送迎 	<p>地域の一人ひとりが力を少しずつ持ち寄り、誰もが安心して、支え合いながら暮らせる地域を目指し設立されました。</p> <p>西川、吾野、北川及び南川の 4 地区で、地域の茶の間や食事会、ふれあいいきいきサロンなど、楽しいふれあいの居場所づくりを行っています。</p> <p>また、移動交通部会では「らくだ号」を運行し、市街地方面や秩父方面への買い物ツアーの開催、茶の間や食事会への送迎など、身近な外出支援に取り組んでいます。</p> <p>地域の皆さんが「ふだんのくらしのしあわせ」を感じられるよう、お互いに力を合わせながら活動を行っています。</p>	

ふくしの森・東吾野（平成 25 年 3 月設立）		東吾野圏域
<p>【主な活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動販売 ・ほっこり祭り ・生活支援活動 ・地区ごとの活動 （サロン、見守りなど） ・広報紙「おらがんち」発行 	<p>自治会などの地域で活発に活動している様々な団体の連携を密にして、地域の皆さんが「お互いに助け合い、楽しんで明るい生活ができる地域づくり」を目指しています。</p> <p>200 名を超える協力委員が地域の小学生の見守りや、草刈りなどの支え合い活動、ふれあいサロン活動、「ほっこり祭り」の開催、広報紙「おらがんち」発行などを行っています。さらに、特徴的な活動として移動販売を行っており、多くの方々が買い物を楽しむだけでなく、地域交流の場にもなっています。</p> <p>地域のつながりを大切に、「ほっこり」とした地域づくりの活動をしています。</p>	

ささえあい南高麗（平成 26 年 3 月設立）		南高麗圏域
<p>【主な活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 助け合い事業 ・ サロン推進活動 ・ 食事サービス活動 ・ 研修会 ・ ささえあい南高麗ふくしまつり ・ 広報紙「ささえあい南高麗だより」発行 	<p>自治会やまちづくり推進委員会、体育協会などの団体と、高齢者を対象とした「サロン時計台」、三世代交流を目的とした「岩淵ふれ愛ひろば」、ひとり暮らし高齢者を対象とした「会食わかば」などのボランティア団体が協力し合い設立されました。</p> <p>ボランティア活動などを通じ、地域の高齢者が草刈りなどの生活上の困りごとがあることが分かり、立ち上げたのが「助け合い事業」です。この事業は、お礼を気にせずにお願いすることができるよう、有償としています。</p> <p>誰もが安心して暮らせるよう、思いやりの気持ちを大切に活動をしています。</p>	

あさひやまライフネット（平成 30 年 3 月設立）		美杉台圏域
<p>【主な活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ライフサポート事業 ・ 健康ステーション事業 	<p>美杉台圏域を活動範囲として、2つの事業を推進しています。</p> <p>「ライフサポート事業」では、登録サポーターによる掃除、洗濯、ごみ出しなどの生活支援を行っています。</p> <p>また、3つの会場で開催している「健康ステーション事業」では、体操、脳トレゲーム、ティータイムなどを通じて、健康づくり、認知症予防などに取り組んでいます。</p> <p>お子さんから高齢者まで、地域の皆さんが、いきいきと安心して暮らしていけるよう、地域が一体となって福祉活動をしています。</p>	

2 圏域ごとの「ふくしの森」の取組

飯能中央圏域

～「ふくしの森」の活動～
【居場所づくり】（5か所）



手をつなぐ育成会 中山拠点の様子 はんのう・みんな食堂の様子

～地域の居場所～

○寄ってケア

会 場：たんぽぽカフェ
開催日時：毎週（火）10:00～16:00
対 象：どなたでも

○ふれあい交流室なぐりえん

会 場：総合相談センター名栗園
開催日時：平日（水・祝は除く）
9:30～15:30
対 象：どなたでも

○手をつなぐ育成会 中山拠点

会 場：手をつなぐ育成会中山拠点
開催日時：毎週（水） 11:00～14:00
対 象：どなたでも

○本郷せせらぎサロン

会 場：本郷倶楽部
開催日時：年5回（火）10:00～12:00
対 象：近隣の方

○はんのう・みんな食堂

会 場：生活クラブ・クラブルーム
開催日時：毎月最終週（金）17:00～20:00
対 象：どなたでも



キラリと光る「ふくしの森」



～にこにこハウス～ （障害者就労支援事業所）

スタッフの皆さんが、心の病と向き合いながら、生涯現役で笑顔で働ける福祉のお店です。

店内は穏やかな雰囲気、小さいお子さん連れのママたちや障害のある方、高齢の方など、誰もがゆったりと食事を楽しむことができます。

笑顔で働くスタッフの皆さんに会いに行ってみませんか。

毎週火～金 11:00～15:00（原則）
稲荷町 14-10

ふくしの森地区別懇談会の主な意見

地域を再確認しよう

地域の宝	解決したい課題
<ul style="list-style-type: none"> ・自然が豊か ・駅が近い、買い物が便利、商店街がある ・祭りやイベントが充実 ・団体間の交流が深い（お囃子、見守り隊、子ども会） ・あいさつ、声かけが地域の中でできている 	<ul style="list-style-type: none"> ・気軽に相談できる場所がない、SOSを出せるご近所さんがいない ・子どもの姿を見かけない ・住民間の交流が希薄になってきている（集合住宅の住民との交流） ◎自治会の役員の担い手が不足し、行事ができなくなっている ◎どのように交流してよいか分からない ・高齢者の憩いの場がない



対応策を考えよう

住民同士で取り組みたいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・見守り、声かけ運動、居場所づくり（世代を超えた取組） ・地域お助け隊 ◎書道、将棋など特技を活かした教室 ◎自治会館を利用しやすくするための自治会館活用プロジェクト ◎自治会同士の交流、また各種団体との情報交換の場

住民と社会福祉協議会・市が協力して取り組みたいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・世代、組織を超えた組織づくり ・情報交換の場 ・認知症への理解を深める取組 ◎ちょっとした生活のしづらさを解消できる助け合いの仕組みと組織づくり ・商店街の活性化

社会福祉協議会・市に取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ◎ゴールド人材センター（人材バンク）やボランティアポイント制度などの人材活用の仕組みづくり ・エリア分け（行政区、学校区、民生委員児童委員協議会の区割りなどの整合） ・広報の届かない世帯への情報提供 ◎個人情報の取扱いの検討（民生委員児童委員協議会と地域住民の情報共有） ・認知症のある高齢者を見守るためのネットワーク

◎は活発に議論された内容



第二区圏域

～「ふくしの森」の活動～

【居場所づくり】 (1か所)

【助け合いの活動】

・永田台お助け隊 (有償の助け合い活動)



永田台自治会ふれあいサロンの出前講座を活用した保健師による健康教室の様子

～地域の居場所～

○永田台自治会ふれあいサロン

会 場：永田台自治会館

開催日時：毎月第2(日)、第4(月)
14:00～16:00

対 象：主に永田台団地の高齢の方



キラリと光る「ふくしの森」

～陽だまりウオーク～

日差しが春を感じられるようになり始めた3月初旬、第二区地区体育協会が主催する陽だまりウオークが行われます。子どもから高齢の方まで参加できるように配慮され、大勢で地区内の名所やお雛様などを巡りながらウオーキングを楽しむイベントです。



子どもから高齢の方まで楽しく交流！



春を感じながらみんなで歩きます！

高齢の方は、参加者として予定のコースより短いコースでお雛様見学を楽しんだ後、ゴール地点では“おもてなし班”に早変わり！きなこもちづくりや豚汁配りに大活躍する姿がキラキラと輝いています。交流と生きがいづくりが一緒に生まれる素敵なイベントが育まれています。

ふくしの森地区別懇談会の意見

地域を再確認しよう

地域の宝	解決したい課題
<ul style="list-style-type: none"> ◎自治会館を利用してお茶飲み会に男性の参加が多い ・のどかで、よい意味で田舎っぽさが残っている ・自治会活動やサークル活動が盛んで、元気な高齢者が多い ・永田台のお助け隊、サロン・若い世代の活動が活発（スポーツ少年団、青少年健全育成の会） ・地域行事に積極的な参加があり、地域の方が顔見知りである 	<ul style="list-style-type: none"> ◎行事によって地区分けが異なるため分かりづらい ◎地域の居場所づくりの取組みが少ない ・近くにお店がなく、車に乗れなくなったら買物難民になるのではないかと ・昔の伝統を守りすぎ、変革が難しい地域である ・地域が広く連携が取りづらい ・学区の関係で子どもや保護者の交流が難しい



対応策を考えよう

住民同士で取り組みたいこと
<ul style="list-style-type: none"> ◎誰でも入れるクラブをつくって情報交換や体を動かす場にしたい ◎男性の料理教室（地元産の野菜を使う）、朝市で野菜販売 ◎有償ボランティアによる助け合い ◎形にとらわれない組織の仕組みの構築（簡素な組織運営） ・永田台で行っているお助け隊のような活動を取り入れたい

住民と社会福祉協議会・市が協力して取り組みたいこと
<ul style="list-style-type: none"> ◎情報交換の場を設ける ・子育て、高齢者について相談できる場所をつくる ・地域で子育てを支援する場づくり ・定期的に検討会を開催して顔の見える関係づくりを行う ・小中学生、高校生に福祉に関心を持ってもらう

社会福祉協議会・市に取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ◎相談できる場所を地区行政センター内に開設 ◎行政区と学区の区割りの一体化 ・地域差を考慮した補助金の交付 ・情報交換の場を堅苦しくない方法で設置してほしい ・お助け隊で活動する際の車の提供

◎は活発に議論された内容



富士見圏域

～「ふくしの森」の活動～

【居場所づくり】（2か所）

【助け合いの活動】

- ・富士見お助け隊（有償の助け合い活動）
- ・一時保育ボランティアほっと♡ほっと（一時預かり保育）



ふじみ会の様子

～地域の居場所～

○ふじみ会

会場：富士見地区行政センター

開催日時：毎月第4（土）13:30～15:30

対象：65歳以上の方

○お楽しみ昼食会

会場：総合福祉センター

開催日時：毎月第1（水）11:30～13:00

対象：70歳以上でひとり暮らしの方、
60歳以上でひとり暮らしの障
害のある方



お楽しみ昼食会の様子



キラリと光る「ふくしの森」



それぞれの特技を活かして活躍中

～富士見お助け隊～

安心、安全、住みよい地域を目指して、地域の住民同士が助け合い、支え合うという思いで活動しています。

以前は「青木第二お助け隊」という名称で活動していましたが、平成30年度からは「富士見お助け隊」と名称を改め、富士見圏域全体に活動の範囲を広げました。

植木の剪定や枝おろしなどの外仕事から、掃除や買い物代行などの家事のお手伝いまで、有償による支え合いの活動を行っています。

ふくしの森地区別懇談会の意見

地域を再確認しよう

地域の宝	解決したい課題
<ul style="list-style-type: none"> ・地の利がいい（市役所、駅、スーパーが近い） ・転入者、若い世代が増えている ・多世代の交流、活動がある ・近所同士であいさつ、声かけがありコミュニケーションがある ◎富士見お助け隊があり、積極的に助け合い活動が行われている ・たくさんのスキルをもった高齢者がいる 	<ul style="list-style-type: none"> ◎男性の参加率の少なさ、リタイア後の活動の場 ・緊急時の子どもの預け先がない ◎運転免許を返納すると移動の手段がなくなる ・子どもが少なくなってきて子ども向けのイベントがなくなってきている ◎近隣の関係が希薄、新旧住民のコミュニケーションに難あり ・高齢者のパワーをいかに活用するか



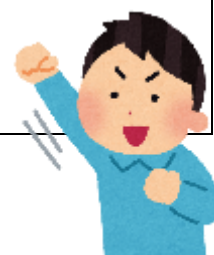
対応策を考えよう

住民同士で取り組みたいこと
<ul style="list-style-type: none"> ◎居場所づくり（カフェ、サロン） ・買い物ツアー ・近所でのあいさつや声かけ ・人材バンクをつくろう ・みんなが楽しめるイベントを企画（ラジオ体操、食事会、不用品譲渡会）

住民と社会福祉協議会・市が協力して取り組みたいこと
<ul style="list-style-type: none"> ◎空き家、余裕教室などを活用した子どもと高齢者の交流の場づくり ・高齢者が子どもを預かる場づくり ・スーパーへの送迎の活動 ・有償ボランティアの活動の充実 ◎団塊の世代を活かす仕組みづくり

社会福祉協議会・市に取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・場づくりをするときの資金の支援 ・学校を地域で使いやすくしてほしい ・土日に連絡が取れる体制をつくってほしい ・タクシー、バス、電車料金の補助 ・コミュニティバスの運行

◎は活発に議論された内容



精明圏域

～「ふくしの森」の活動～

【居場所づくり】（3か所）

【助け合いの活動】

- ・たすけあい精明（有償の助け合い活動）



たすけあい精明の活動の様子

～地域の居場所～

○東新向ふれあい会

会場：新田団地集会所

開催日時：毎月第3（木）10:00～12:00

対象：原則、東新向自治会員の方

○ふれあい精明

会場：精明地区行政センター

開催日時：毎月第4（金）12:00～13:00

対象：精明地区の70歳以上で、日中ひとりで過ごしている方

○なでしこサロン

会場：平松団地集会所

開催日時：毎週（水）10:00～12:00

対象：原則、平松団地にお住まいの方



キラリと光る「ふくしの森」



認知症高齢者役の方にやさしく声かけ

～ひとり歩きやさしい声かけ訓練～

認知症のある方を地域全体で支え、安心して暮らせるまちづくりを目指して実施している「精明地区ひとり歩きやさしい声かけ訓練」は、市内では初の取組です。

いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにしていくために、住民と地域の様々な関係機関が協力して取り組んでいます。

ふくしの森地区別懇談会の意見

地域を再確認しよう

地域の宝	解決したい課題
<ul style="list-style-type: none"> ・人がよい、協力的 ・商業施設、福祉施設がある ・子どもたちが明るくあいさつをしてくれて、元気をもらえる ・自然が豊かで気持ちよい散歩コースがある ・障害者、高齢者への理解がある ・菜の花ウオークなどイベントが充実（住民ががんばっている） 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進み、地域活動の担い手が不足している ・活動に関する情報がなく、わからない ◎調整区域のため新しい家を建てられず、移住者が少ない ・買い物や病院への移動手段が少ない ・団地などの空き家 ・人口の減少（特に若い世代）



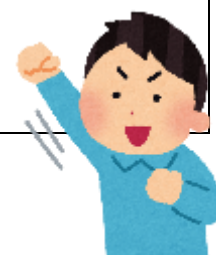
対応策を考えよう

住民同士で取り組みたいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・助け合いの活動への参加 “こういうことができます” リストの作成 ・歩いて行けるところでの居場所づくり（自治会館などを活用） ・近隣同士で声をかけあい、ボランティアの輪を広げる ・気軽にあいさつ、見守り、声かけ

住民と社会福祉協議会・市が協力して取り組みたいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・空き教室を利用した活動 ・魅力的な散歩コースが多くあるので、ウォーキングイベントなどを企画したい ・身近に相談する場所 ・ボランティア的な活動（有償）、買い物代行 ◎小型バス（送迎車）の巡回

社会福祉協議会・市に取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・伝わりやすい情報発信 ・防災無線の活用 ・買い物や病院などへの移動手段 ◎交通事業者との連携体制の構築 ・企業誘致、地元雇用の創出

◎は活発に議論された内容



双柳圏域

～「ふくしの森」の活動～

【居場所づくり】（3か所）

【助け合いの活動】

- ・サポート双柳（有償の助け合い活動）



サポート双柳の高齢者との接し方研修会の様子

～地域の居場所～

○サロン「憩」

会 場：双柳地区行政センター

開催日時：毎週（火）13:00～15:00

対 象：近隣の方

○あさま子育て広場

会 場：浅間自治会館

開催日時：毎月第3（水）10:00～12:00

対 象：近隣の乳幼児とその保護者の方

○さんる～む

会 場：浅間自治会館

開催日時：毎月第2（火）10:00～12:00

対 象：近隣の高齢の方



キラリと光る「ふくしの森」



「ふくしの森」をアピールする横断幕

～ふくしの森の横断幕～

社会福祉法人はなみずき会の地域貢献活動の一環として、国道299号線からよく見える運営施設にふくしの森の横断幕を設置しました。

飯能市が「ふくしの森」にあふれたやさしいまちづくりを目指していることを、住民の皆さんはもちろん、市外から訪れる方にもアピールしています！

ふくしの森地区別懇談会の意見

地域を再確認しよう

地域の宝	解決したい課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平らな土地で、商店や施設が充実しているため生活が便利 ・ 自治会行事参加者が多い ・ 若い世代が多い ・ 人口が減っていない ・ 子どもがよくあいさつをする（登下校時） ・ 地域で自主的な見守りがなされている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世代を超えた交流がない ・ 世帯の構成がわからない ・ バスの本数が少ない ・ 交流する場がない、男性があまり参加しない ・ 元から住んでいた人と新しく転入してきた人（特に若い世代）と一緒に活動する方法がわからない ◎子どもが遊べ、高齢者がのんびり過ごせる公園がない



対応策を考えよう

住民同士で取り組みたいこと
<ul style="list-style-type: none"> ◎農地を地区の方に開放し、畑を活用した世代交流 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもを通じての仲間づくり ◎ワンコイン居酒屋（地区行政センターのロビーを活用） <ul style="list-style-type: none"> ・ 食を通じた国際交流 ◎高齢者の居場所づくり

住民と社会福祉協議会・市が協力して取り組みたいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源（人材）の発掘、得意分野の見える化、情報共有 ・ 子どもが集まって活動できる地区行政センターづくり ・ 学校を介して地域のつながりをつくっていく ・ 障害について学ぶイベント

社会福祉協議会・市に取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校を交流の場として活用したい ・ 地域の人たちが主体的に関わるような後押し ・ 運転免許返納者への特典がほしい ・ 人口増加のための情報提供がほしい

◎は活発に議論された内容



加治東圏域

～「ふくしの森」の活動～

- 【地域福祉推進組織】加治東ふれあい広場
- 【居場所づくり】（4か所）
- 【情報発信の取組】
- ・広報紙「あおぞら」発行（年6回）



うちのえんがわ・阿須での
ゲートボールの様子

～地域の居場所～

○うちのえんがわ・あおぞら

会 場：加治東地区行政センター
開催日時：毎月第2（火）10:00～12:00
対 象：どなたでも

○うちのえんがわ・神社

会 場：白髪白山神社
開催日時：毎月第4（水）10:00～12:00
8月、12月は10:00～15:30
対 象：どなたでも

○うちのえんがわ・阿須

会 場：阿須自治会館
開催日時：毎月最終（日）10:00～15:00
対 象：どなたでも

○加治東コミュニティサロン

ふれあい交差点えがお

会 場：加治東地区行政センター
開催日時：毎月第3（土）12:00～14:00
対 象：どなたでも



キラリと光る「ふくしの森」



手作りのお団子でまゆ玉飾り

～加治東ふれあい広場 交流事業～

年間を通して、2月には「まゆ玉飾り」、7月には「七夕まつり」、8月には「木工作教室」など、季節にちなんだ行事や交流事業などが多くあり、たくさんの親子が参加しています。

子どもたちが、飾りつけやお団子作りなど、手作りの良さを体験できる参加型の取組となっています。

地域の方々から様々なことを教えていただくことで、学びと交流の輪が広がっています。

ふくしの森地区別懇談会の意見

地域を再確認しよう

地域の宝	解決したい課題
<ul style="list-style-type: none"> ・近所が仲良く平和である ・子ども食堂 ・自然が豊か ・環境（駅にも自然にも近い学園都市） ・歴史、文化（神社） ・人（加治東ふれあい広場） 	<ul style="list-style-type: none"> ◎支援する（したい）側も支援される側も声をあげにくい ◎独居高齢者（特に男性）の問題、関係の希薄化、孤立 ・自治会長の負担が大きい（若い世代の自治会脱退、参加者減） ・気軽に集える場がない、空き家の活用を（区画整理事務所などで代用） ・自治会加入率の減少 ・個人情報への取扱い



対応策を考えよう

住民同士で取り組みたいこと
<ul style="list-style-type: none"> ◎動ける自治会づくり ・空き家の活用 ・子ども食堂を通じて交流 ・循環型のささえあい（特に子育て世代に）

住民と社会福祉協議会・市が協力して取り組みたいこと
<ul style="list-style-type: none"> ◎空き家を活用した地域の交流の場づくり ◎学校を地域の核として活用、学校を通じた周知 ・移動交通の仕組みを一緒に考える ・法的な相談も含めて気軽に相談したい ・リーダーシップを発揮できる人材の育成

社会福祉協議会・市に取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉職の派遣 ・空き家の活用 ・企業などとのマッチング（子ども食堂への食材支援など） ・区画整理 ・下水道の整備

◎は活発に議論された内容



加治圏域

～「ふくしの森」の活動～
【居場所づくり】 (2か所)



～地域の居場所～

○ふれあいサロン川寺

会 場：川寺自治会館
開催日時：毎月第3（水）9:30～11:30
対 象：近隣の高齢の方

○ふれあいサロン笠縫

会 場：笠縫自治会館
開催日時：毎月第1（水）9:30～11:30
対 象：近隣の高齢の方



ふれあいサロン川寺の笑いヨガの様子



キラリと光る「ふくしの森」



「困りごと」と活動者を結びつける
助け合い体験ゲーム

～助け合いの活動に向けて～

自治会、民生委員児童委員協議会、地域活動団体、事業所、地域包括支援センター、地区行政センターなどから、地域の代表として多彩な顔ぶれが揃い、高齢者の支え合いについて話し合う第2層協議体（加治地区）が設置されました。

「助け合いの活動」をテーマに、活発な意見が飛び交っています。

今後、地域の皆さんの力を合わせて「助け合いの活動」を進めていきます。

ふくしの森地区別懇談会の意見

地域を再確認しよう

地域の宝	解決したい課題
<ul style="list-style-type: none"> ・自然が豊か ・人と人のつながりが強い ・行事が活発 ・サロン活動やボランティア活動の参加者 ・住民があたたかい、人がやさしい ・女性が元気 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らしの人が自宅で倒れたらどうするのか ◎買い物ができる店がない（JA 直売所の廃止など） ・道が狭いので様々な面で不便 ・高齢者の買い物支援及び移動交通支援



対応策を考えよう

住民同士で取り組みたいこと
<ul style="list-style-type: none"> ◎毎朝玄関先にハンカチを掲げて元気だとアピールする ・一度だけでなく、二度も三度も声かけや誘い合いをする ・自治会単位の防災訓練 ・情報共有、情報発信

住民と社会福祉協議会・市が協力して取り組みたいこと
<ul style="list-style-type: none"> ◎地区行政センターで野菜販売 ◎買い物ツアー ・移動交通に関する制度や仕組みを学ぶ

社会福祉協議会・市に取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ◎公共施設の開放 ◎自治会館利用料の補助 ◎公共施設をまわる循環バス <ul style="list-style-type: none"> ・信号がない ・往診してくれる医療機関

◎は活発に議論された内容



美杉台圏域

～「ふくしの森」の活動～

【地域福祉推進組織】あさひやまライフネット

【居場所づくり】（6か所）

【助け合いの活動】

- ・ライフサポート事業
- ・サポート美杉（有償の助け合い活動）



コンフォール21 つどい場の様子

～地域の居場所～

○ふれあいサロン前ヶ貫

会場：前ヶ貫自治会館

開催日時：毎月第2（月）9:30～11:30

対象：前ヶ貫の方

○コンフォール21 つどい場

会場：コンフォール21 第2集会所

開催日時：毎週（水）13:30～16:00

対象：コンフォール21にお住まいの方

○ひばりの会

会場：コンフォール21 第1集会所

開催日時：毎月第1、3（火）13:30～15:30

対象：美杉台4～7自治会、コンフォール21自治会の方

○ふくしの森サロンやまびこ

会場：美杉台ふれあい館

開催日時：毎月第3（火）10:00～12:00

対象：近隣の高齢の方

○親子サロンうさぎ組

会場：茜台（ボランティア個人宅）

開催日時：（月・木・金）10:00～15:30

（土）10:00～12:00

※お休みの週もあり

対象：近隣の乳幼児とその保護者の方

○健康ステーション事業

会場：①カフェ風の道

②ふれあい館

③ひだまり館

開催日時：①隔週（火）11:00～13:00

②隔週（水）10:00～12:00

③隔週（金）14:00～16:00

対象：近隣の方



キラリと光る「ふくしの森」



にぎやかに楽しむ脳トレゲーム

～あさひやまライフネット 健康ステーション事業～

企業や大学とタイアップし全国に先駆けた認知症予防の取組として「筋トレ・脳トレ・コミュトレ・食摂れ」の“4トレ”を行っています。運動とタブレット端末などを用いたゲームやコーヒープレイクを楽しんでいます。

健康長寿を目指す取組として、また、地域の方々が集う場として活動が広がっています。

ふくしの森地区別懇談会の意見

地域を再確認しよう

地域の宝	解決したい課題
◎人材が豊富（若い世代も多い） ◎引っ越してきた人が多いので、住民の関係がフラット ・豊かな自然 ・街並みがきれい ・交通の便がよい	◎世代を超えた交流ができる場所がない ◎心の拠り所となる祭事などがあるとよい ・活動拠点や集まれる場所がない ・近隣のつながりが薄れている ・高齢化により地域コミュニティが存続できるか心配 ・地域の活動に出てくる人が限られている



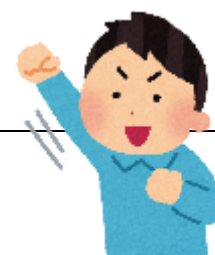
対応策を考えよう

住民同士で取り組みたいこと
◎あさひやまライフネットの活動への参加 ・世代を超えた知り合う機会づくり ・男性向けイベントの企画 ・行事に積極的に参加する ・む〜まワクワク体操の活用

住民と社会福祉協議会・市が協力して取り組みたいこと
◎住民が集う場を増やすこと ◎子どもたちへの福祉教育（地域を知ってもらう、防災） ・企業や店舗の協力活用（交流の場） ・空き家を活用して居場所づくりをしたい ・体験型の地域防災訓練

社会福祉協議会・市に取り組んでほしいこと
・人口を増やすための市の魅力づくりと発信 ・企業誘致（働く場所の確保） ・木の根の除去など歩道の整備 ・福祉避難所の充実

◎は活発に議論された内容



南高麗圏域

～「ふくしの森」の活動～

【地域福祉推進組織】ささえあい南高麗

【居場所づくり】（3か所）

【助け合いの活動】

・助け合い事業（有償の助け合い活動）

【情報発信の取組】

・広報紙「ささえあい南高麗だより」発行
（年数回）



会食わかばの様子

～地域の居場所～

○サロン時計台

会 場：南高麗福祉センター

開催日時：毎月第4（金）10:00～12:00

対 象：どなたでも

○岩淵ふれ愛ひろば

会 場：岩淵団地集会所

開催日時：毎月第4（金）10:00～12:00

対 象：どなたでも

○会食わかば

会 場：南高麗福祉センター

開催日時：奇数月第2（金）

11:00～13:30

対 象：70歳以上で、ひとり暮らしの方



キラリと光る「ふくしの森」



安全衛生講習を受講した提供会員
による草刈り

～ささえあい南高麗 助け合い事業～

お礼を気にせずお手伝いを頼めるよう有償で草刈り、洗濯、買い物、掃除、簡単な修理、障子貼りなどを提供会員が行っています。

お手伝いを頼みたい方、提供会員どちらも募集中です。

利用された方からは、感謝の声がたくさん届いています。住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らせることを目指して取り組んでいます。

ふくしの森地区別懇談会の意見

地域を再確認しよう

地域の宝	解決したい課題
<ul style="list-style-type: none"> ・たくさんの団体の活動がある ・女性のパワーがすごい ・自然が豊か（虫、草花など） ・少人数で丁寧な教育を受けられる環境 ・温かく、穏やかな人が多い ・行事が充実している 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動交通の問題（バスが少ない、バス停まで歩けない人もいる） ・人口が減っている（特に子どもたち） ・医療機関、介護施設が少ない ・男性に地域の仲間と交流したがる人が多い ◎顔の見える関係での頼みごとは難しい <ul style="list-style-type: none"> ・災害への備え



対応策を考えよう

住民同士で取り組みたいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設などの送迎時間以外の車の活用、乗り合わせで買い物 ・教育環境の整備（学習支援など）を行う ◎子どもに自然の楽しさ、すばらしさを知ってもらう取り組みの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ご近所での気軽なお茶のみの復活 ・傾聴、見守り

住民と社会福祉協議会・市が協力して取り組みたいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・農のある暮らし ・話し合いの場の継続 ・引き売りがあるとよい ◎施設と地域の連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・南高麗福祉センターの有効活用

社会福祉協議会・市に取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達の工夫 ・人口が増えるような施策 ・バスの本数が少ない ・住みたい人の受け皿が少ない

◎は活発に議論された内容



吾野圏域

～「ふくしの森」の活動～

- 【地域福祉推進組織】たすけあいあがの
- 【居場所づくり】（6か所）
- 【身近な外出支援の取組】
 - ・らくだ号
 - ・奥武蔵らくらく交通
- 【助け合いの活動】
 - ・吾野ふれあい食事会（会食会、配食）



吾野の茶の間でのごきげん体操の様子

～地域の居場所～

○にしかわの茶の間

会 場：坂石町分自治会館
開催日時：毎月第3（水）10:00～12:00

○ママたちのほっとする居場所

会 場：吾野保育所
開催日時：毎月第3（火）10:00～12:00
対 象：乳幼児とその保護者の方

○吾野の茶の間

会 場：吾野地区行政センター集会室
開催日時：毎月第2（月）9:30～11:30

○きたがわの茶の間

会 場：旧北川小学校
開催日時：毎月第3（金）9:30～11:30

○みなみかわの茶の間

会 場：旧南川小学校
開催日時：毎月第3（木）9:30～11:30

○岡房和母サロン

会 場：岡房自治会館
開催日時：毎月第2（火）9:30～11:30

※対象はいずれも、地域にお住まいの方



キラリと光る「ふくしの森」



なごやかな雰囲気運ぶビデオレター

～吾野保育所発ビデオレター～

子どもたちがふだんお世話になっている地域の高齢者に“ありがとう”を伝えたいという思いがきっかけでした。

交通手段に限られる吾野では直接会って交流することが難しいため、地区行政センター及びコミュニティソーシャルワーカーの協力で、心温まるビデオレターにより、子どもたちの笑顔を届け、交流を深めています。

ふくしの森地区別懇談会の意見

地域を再確認しよう

地域の宝	解決したい課題
<ul style="list-style-type: none"> ・楽しく、仲よくいきいきと暮らせる地域性 ・地域での支え合い ・豊かな自然 ・男性の参加が多い ・あいさつができる、地域の交流がある、静かなところ 	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域に空き家が増えているが、その管理ができない ◎らくだ号の運転手の高齢化 ◎吾野小学校の活用方法 <ul style="list-style-type: none"> ・役員が変わらず、同じメンバーになってしまう ・保守的で新しい住民が入りづらい ・人が増えない、独居世帯が増えている



対応策を考えよう

住民同士で取り組みたいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の方々が楽しんで活動ができる工夫 ・里帰りイベント ・「たすけあいあがの」サポーターの入会に向け、声かけをする ・有償の助け合いの仕組みづくり ・地域活動に関心を持つ

住民と社会福祉協議会・市が協力して取り組みたいこと
<ul style="list-style-type: none"> ◎吾野小学校の活用方法を一緒に考えたい ◎懇談会の意見を反映した活動 <ul style="list-style-type: none"> ・移動交通のサポート、情報提供 ・地域のイベントと行政イベントとのコラボレーション ・有償の助け合い、ボランティアなどに手当を支給することの検討

社会福祉協議会・市に取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ◎懇談会は5年に一度ではなく、何度か開催してほしい <ul style="list-style-type: none"> ・空き家の活用に向けた取組 ・福祉センターのバスの活用 ・古民家を活かした魅力のPR ・デマンド交通

◎は活発に議論された内容



東吾野圏域

～「ふくしの森」の活動～

- 【地域福祉推進組織】ふくしの森・東吾野
- 【居場所づくり】（5か所）
- 【身近な外出支援の取組】
- ・奥武蔵らくらく交通
- 【助け合いの活動】
- ・移動販売
- ・生活支援活動
- ・地域支え合い活動
- 【情報発信の取組】
- ・広報紙「おらがんち」発行（年2回）



白子地区ふれあいサロンの様子

～地域の居場所～

○白子地区ふれあいサロン

会 場：上白子自治会館
下白子自治会館
開催回数：年4回

○平戸地区ふれあいサロン

会 場：上平戸自治会館
下平戸自治会館
開催回数：年16回

○虎秀地区ふれあいサロン

会 場：福德寺
開催回数：年2回

○井上地区ふれあいサロン

会 場：下平自治会館、興徳寺、たいら栗園
開催回数：年4回

○長沢地区ふれあいサロン

会 場：地区内の自治会館など
開催回数：年16回

※対象はいずれも、地域にお住まいの方



キラリと光る「ふくしの森」



商店から仕入れた食品や生活用品、地域の野菜が並ぶ移動販売車

～ふくしの森・東吾野 移動販売～

毎月第1、第3金曜日に地区内を約20か所回り、移動販売車のスピーカーから流れる地域の方たちのコーラスの歌声を合図に皆さんが集まります。

身近な地域で買い物を楽しむことができるよう、移動販売の取組を始めました。

様々な会話が交わされる地域交流の場にもなっています。

ふくしの森地区別懇談会の意見

地域を再確認しよう

地域の宝	解決したい課題
<ul style="list-style-type: none"> ◎住民が集まる機会が多い ・地域の中で助け合って生活ができています ◎車の乗り合いや近所の声かけなど、地域が家族化している ・イベントや伝統が残っている 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の増加 ・鳥獣被害 ・地域活動への参加者を増やしていく必要がある ・若い世代を定住させるための雇用対策（企業誘致） ・災害時の対応や避難場所の問題、防災無線が聞き取れない ◎買い物に行けない、草刈りができないとの理由で家から出なくなる



対応策を考えよう

住民同士で取り組みたいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・協力委員によるサロンなどへの送迎 ・生活の延長線上での元気な高齢者による見守り、声かけ ◎ドローンなどの新しい技術の活用、動画で情報発信 ◎お互い様の気持ちで、助け合うことが大事 ・高齢者サロン、健康体操、む～まワクワク体操などの開催

住民と社会福祉協議会・市が協力して取り組みたいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・空き家対策 ◎人口6万人を見据えた都市づくり ・林業の活性化 ・移動手段確保のための制度やルールづくり ◎ボランティアの発掘、育成

社会福祉協議会・市に取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・移住者を増やすための対策（災害が少ないことのアピールなど） ・配食サービス ◎バッテリー駆動の三輪車のレンタル ・学生による地域支援活動の拡充 ◎生活上の不安を感じている人への相談体制の充実

◎は活発に議論された内容



原市場圏域

～「ふくしの森」の活動～

- 【地域福祉推進組織】原市場地区社会福祉協議会
- 【居場所づくり】（12か所）
- 【身近な外出支援の取組】
- ・お買物ツアー（月2、3回）
- 【助け合いの活動】
- ・配食ひまわりの会原市場（配食活動）
- ・ちょっとずつヘルプ（有償の助け合い活動）
- 【情報発信の取組】
- ・広報紙「ねんりん」発行（年3回）



サロン赤沢でお団子づくり

～地域の居場所～

①みくすじゅーす

開催日時：毎週（火）10:00～12:00

②体操サロン

開催日時：毎週（水）15:30～16:30
毎週（木）13:30～14:30

③水曜サロン

開催日時：毎週（水）10:00～12:00

④あみものサロン

開催日時：毎月第2（金）10:00～12:00

⑤本読みサロン

開催日時：毎月第1・3（火）10:00～12:00

⑥ちょっとずつの会

開催日時：毎月2回（火）13:30～16:00

⑦未来ステーション 寺子屋

開催頻度：年7回

⑧やまびこ会

開催日時：毎月1回（土）19:00～21:00

⑨東赤沢サロン

開催頻度：年7回

⑩サロン赤沢

開催頻度：年7回

⑪上赤工業笑会

開催日時：毎月第1・3（金）

⑫中郷健康サロン

開催頻度：不定期

会 場：①～⑦原市場福祉センター
⑧原市場地区行政センター
⑨星宮神社社務所
⑩赤沢会館
⑪上赤工自治会館
⑫中藤中郷自治会館

対 象：①子育て中の方
②～⑥どなたでも
⑦中学生
⑧～⑫地域にお住まいの方



キラリと光る「ふくしの森」



未来ステーション寺子屋の様子

～未来ステーション 寺子屋～

未来ステーションでは、中学生を対象に自立学習の支援、食育などの「寺子屋」を行っています。

参加者は年々増え、原市場中学校の生徒数の約3割となっています。地域の大学生がボランティアとして参加しているのも大きな特徴です。

未来の原市場を担う子どもたちの健全な育成のため、活動を応援する地域の輪も年々広がっています。

ふくしの森地区別懇談会の意見

地域を再確認しよう

地域の宝	解決したい課題
<ul style="list-style-type: none"> ・いきいき原市場まつりや名栗川土曜朝市など ・盛んな地域活動やボランティア活動 ・きれいな水や空気 ・自然豊かな原市場の森 ・芸術家など人材の宝庫 ・古くからの行事、獅子舞 ・地域の子どもたち ・あいさつがよくできる 	<ul style="list-style-type: none"> ◎新しい住民には避難場所、災害時の体制が分かりづらい ・イベントなどの活動の広報や発信 ・バス停までも遠く、免許返納後は移動手段がない ・コミュニティソーシャルワーカーが不在なことが多い ・鳥獣被害 ・地域の交流の場づくり



対応策を考えよう

住民同士で取り組みたいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ、住民同士の話し合い ・助け合い活動のコーディネーター、場所 ・自主防災活動の統一した活動や避難訓練 ・田舎（自然）体験を活かした交流の場 ・地域や地域活動の情報発信の強化

住民と社会福祉協議会・市が協力して取り組みたいこと
<ul style="list-style-type: none"> ◎人材バンク ◎地域のマップづくり ・世代を超えた交流の場づくり ・地域活動、サービスの情報発信 ・連携による相談への対応

社会福祉協議会・市に取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ◎人材バンク ・各種事業に対する経費援助 ・林業復興、間伐材の利用 ・地域密着型の交通手段

◎は活発に議論された内容



名栗圏域

～「ふくしの森」の活動～

- 【地域福祉推進組織】なぐり広場
- 【居場所づくり】（7か所）
- 【身近な外出支援の取組】
- ・名栗の風（サロン、食事会などの送迎）
- 【助け合いの活動】
- ・たすけあう名栗（有償の助け合い活動）
- ・ちびっこランド（一時保育）
- 【情報発信の取組】
- ・広報紙「あんだかや」発行（年6回）



ふれあい昼食会での盆踊りの様子

～地域の居場所～

○ふれあい昼食会

- 会 場：あすなろ会館・保健センター名栗分室・ふるさと会館
開催日時：年6回（各地区2回）11:00～13:30
対 象：70歳以上で、日中ひとりで過ごしている方
どちらかが80歳を超えた夫婦で、日中夫婦で過ごしている方

○サロンあすなろ

- 会 場：あすなろ会館
開催日時：毎月第2（木）13:30～15:00
対 象：どなたでも

○中組地区お茶飲み会

- 会 場：中組集会所
開催日時：毎月第4（水）13:00～15:00
対 象：中組地区の方

○なぐりの茶の間

- 会 場：保健センター名栗分室
開催日時：毎週（火）10:00～16:00
対 象：どなたでも

○もりがわらお茶飲み会

- 会 場：9区自治会館
開催日時：毎月第1（木）13:30～15:00
対 象：森河原地区の方

○中央サロン

- 会 場：保健センター名栗分室
開催日時：毎月第3（水）13:30～15:00
対 象：どなたでも

○湯ノ沢サロン

- 会 場：湯の沢自治会館
開催日時：毎月第2（水）13:30～15:00
対 象：どなたでも



キラリと光る「ふくしの森」



おおふなと夢商店街支援市の様子

ここ ～名栗にいてもできること～

東日本大震災の被災地を名栗から応援したいという思いから、岩手県大船渡市出身の地域の方を通じて「おおふなと夢商店街」との交流が始まりました。

現地から仕入れた新鮮なお魚や名産品を名栗の皆さんが楽しく買い物できる、なぐり広場の代表的な取組となっています。売上は全て「おおふなと夢商店街」に還元しています。

ふくしの森地区別懇談会の意見

地域を再確認しよう

地域の宝	解決したい課題
<ul style="list-style-type: none"> ・人柄が温かい ・様々なスキルを持った人材 ・気遣い、コミュニケーション、声かけができてきている ◎豊かな自然、生き物 ・お祭りなどの地域の伝統行事 ・80、90歳代でも自立して生活している 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学生が集まれる場所がない ◎気軽に集える場（ハード面とソフト面） ◎行き届かない山林の管理 ・空き家管理 ・様々な世代が交流できる行事の開催 ・買い物が不便になっている ・バス路線以外の交通課題



対応策を考えよう

住民同士で取り組みたいこと
<ul style="list-style-type: none"> ◎放課後児童クラブを見直して、世代を超えて集まれる場づくり ・移住してきた方のインタビュー雑誌をつくる ・無人の野菜販売 ・ネット注文の活用 ・ドライバー不足を解消できる組織づくり

住民と社会福祉協議会・市が協力して取り組みたいこと
<ul style="list-style-type: none"> ◎人材バンクをつくり、豊富な人材を活用できるようにする ◎旧JAなど、空き家や空き店舗を利用した交流の場づくり ・有償の助け合い活動の拡充 ・公共施設のあり方 ・他業種連携による移送手段

社会福祉協議会・市に取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・地区内を周遊する送迎車両 ・移住者に対して住民税の免除 ・畑の貸し出し、畑とセットで空き家対策 ・地区行政センターの利用拡大 ・路線バスを活用した観光PR

◎は活発に議論された内容



資料2 第3次はんのうふくしの森プラン策定に関する提言書（抜粋）

提言1 目指す地域福祉の姿

第2次プランにおいては基本理念を「新たなつながりと支え合いが育むふだんのくらしのしあわせ」と定め、日々の生活における人と人とのつながりを大切にしながら、地域における支え合いを育み、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めていくこととしました。その間、各地域では地域福祉推進組織の設立や有償のたすけあい活動の検討など、今の時代に合ったつながり方、支え合いの仕組みづくりが進んでいるところです。

第3次プランでは、第2次プランで進めてきた、普段の暮らしの中でのつながりや支え合いを基本としながら、さらに『支え手』『受け手』という関係性を超え、高齢者、障害者、子ども、子育て中の方など、市民の誰もが役割を持ち、生きがいを感じられる孤立の無い地域づくりが望まれます。

【具体的な提言】

- 第2次プランの基本理念を継承した地域福祉
- 『支え手』『受け手』の関係性を超え、誰もが役割を持ち、参加できる地域づくり

提言2 圏域の在り方について

第1次プラン、第2次プランにおいては、小圏域を自治会などの身近な範囲、中圏域を旧村単位の8地区、大圏域を市全域と設定し取組みを進めてきました。

現在、住民コミュニティの基礎となる自治会は、136の単位自治会、13の支部で構成されていますが、人口規模の大きい地域では、地域福祉活動が進みにくい現状もあるようです。

このような状況を鑑み、市民が顔の見える範囲で地域福祉活動に取り組めるよう、また、市の関連計画との整合を図りつつ、新たな圏域設定を検討していただけるよう望みます。

また、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進める観点からも、住民のアクセシビリティを考慮した相談支援の圏域について検討していただけるよう併せて希望します。

【具体的な提言】

- 住民が地域福祉活動に取り組みやすい範囲での圏域の設定
- 住民のアクセシビリティ※を考慮した相談支援の圏域の検討

※アクセシビリティ… この提言書では、目的地へのアクセスのしやすさを指す用語として、住民が地域包括支援センターなどの相談支援機関へ物理的に行きやすいかどうかを意味しています。

提言3 計画の全体像

第1次プランでは、「活動・交流拠点の確保」「コーディネーターの配置」の2つを計画の核とし、「知」「交」「支」「安」「協」の5つのテーマ別目標を掲げました。

第2次プランにおいては、第1次プランにおける計画の核の1つである「コーディネーターの配置」を「CSW（コミュニティソーシャルワーカー）の配置と資質向上」に変更し、「人材の育成と確保」を加え、計画の核を3つとしました。テーマ別目標については、第1次プランに掲げた「協」（協働）を軸に位置づけ、「知」「交」「支」「安」の4つに整理し推進してきたところです。

この全体像については、市民、市及び社協や関連機関において推進し、馴染みのある体系となっていることから、第3次プランに継承していくことを望みます。

はんのうふくしの森プランは、市民と市及び社協やその他の専門機関がそれぞれの良さを生かし、尊重し合い、協働で進めていく計画です。今後とも、この協働の在り方をそれぞれが認識し、それぞれの役割を実現していくことを望みます。

一方、はんのうふくしの森プランについては、市民の多くにまだまだ認知されていない現状もあります。市民に対する周知は不可欠ですので、一層の周知の取組みを望みます。

【具体的な提言】

- 第2次プランの施策の体系を継承
- 協働の在り方を認識したそれぞれの役割の実現
- はんのうふくしの森プランの市民への一層の周知

提言4 重点目標について

① 【知】お互いを知り合う・分かり合う機会をつくろう

第1次プランから第2次プランにかけ、あいさつや交流の機会を通じたお互いの顔の見える地域づくり、福祉教育の充実などの取組みが行われてきました。地域の取組みの中には好事例も多くありますが、地域住民へ十分に伝わっていない部分もあります。

活動している地域住民がやりがいを感じ、さらに多くの地域住民に参加していただけるよう、地域活動に関する情報発信の強化がなされるよう望みます。

また、学校における福祉教育については、現在、疑似体験中心の体験活動が多いようです。誰もが安心して暮らし続けられるよう、当事者や当事者を支援する立場の人などとの交流の機会も取り入れた多様な福祉教育の充実を望みます。

【具体的な提言】

- 多くの地域住民の参加を促す地域活動に関する情報発信の強化
- 多様な福祉教育の充実

② 【交】暮らしやすい移動・交通の仕組みをつくろう

市は山間地域を有しているという地理的な特徴があることから、高齢者や障害者の地域生活を支える交通手段の確保は、大きな課題の一つとして、第1次プランから第2次プランにかけて継続的に協議が行われてきました。

現在、交通手段が自家用車中心の方々も、将来の多様な外出手段の確保は喫緊の課題であり、交通政策の一層の充実が求められています。

そのような状況の中、市では、「守る」「育てる」「つくる」をテーマにした「地域公共交通網形成計画」の策定を進めているところです。

また、道路運送法の緩和や介護保険制度による日常生活支援総合事業の訪問型サービスに移動支援が位置付けられるなど、地域住民による助け合いの移送システムを実施する社会環境が整備されつつあります。

第3次プランでは、住民互助の移送サービスを推進するための施策や情報提供、人材確保などの取組みを望みます。

【具体的な提言】

○住民互助の移送サービスを推進するための施策や情報提供、人材確保の取組

③ 【支】支え合いの仕組みをつくろう

第1次プラン、第2次プランにおいて地域福祉推進組織の設立や充実のための取組みが行われており、新たに7地区目の設立を間近に控え、地域における有償の助け合い活動の協議が始められるなど、支え合いの仕組みづくりが進んでおります。一方、地域福祉推進組織の活動においては、新たな担い手の確保などの課題も生じている状況です。

地域福祉を取り巻く状況としては、平成28年度の社会福祉法改正により、社会福祉法人による地域における公益的な取組が義務付けられたところです。

引き続き、第3次プランにおいて地域福祉推進組織の未設置地区においては設立に向けての呼びかけや啓発を進めるとともに、新たな担い手の育成や確保に向けた取組みを望みます。

また、市民、市及び社協やその他の専門機関のそれぞれの役割を明確にし、社会福祉法人による地域における公益的な取組とも連携を図りながら、支え合いの仕組みづくりが進むよう望みます。

さらに、新たな視点として高齢、障害など身体的、精神的に生活のしづらさがある状態になっても、誰もが「働く」という喜びが得られるような仕組みづくりに、第3次プランで取り組んでいただけるよう望みます。

【具体的な提言】

○地域福祉推進組織未設置地区への継続的な設立の呼びかけや啓発

○新たな担い手の育成や確保に向けた取組

○市民、市及び社協やその他の専門機関が連携した支え合いの仕組みづくり

○誰もが「働く」喜びを得られるような仕組みづくり

④ 【安】安心して暮らせる仕組みをつくろう

第1次プラン、第2次プランにおいて取り組まれてきた「市民後見人の育成」については、飯能市独自の市民後見、法人後見の仕組みづくりが行われ、順調に運用されており高く評価される点です。また、「福祉を担う人材の育成」「相談・支援の体制整備」「防災・防犯の地域づくり」についても取り組まれています。

これらの取り組みを一層充実させるためには、第3次プランにおいても市民、市及び社協やその他の専門機関の役割を明確にし、さらに市民の理解を深めていくことが重要です。

【具体的な提言】

- 各取組の一層の充実
- 市民理解の促進

提言5 計画の推進について

第1次プラン、第2次プランにおいて、市民の取り組みを推進する重要な役割を担ってきた「はんのうふくしの森プラン推進市民会議（以下「市民会議」という。）」では、「あいさつ」や「見守り」に関する標語を作成し、地域福祉推進組織や自治会などを通じて市内の各地域へ標語ポスターの掲示を行うなど、広く市民に対する意識啓発について積極的に取り組んできました。

市民生活に密着した計画であるはんのうふくしの森プランの取り組みが広がっていくためには、これまで以上に多くの市民の理解や関心を得ることが重要です。その重要な役割を担っている市民会議の取り組みがより活性化していくためにも、市民と市、社協が一体となって、より多くの市民が市民会議へ参加するための取り組みを望みます。

さらに、国が推進している「地域共生社会」、「地域包括ケアシステム」を飯能市版として実現していくためには、はんのうふくしの森プランをこれまで以上の力量で推進していく必要があります。

市、社協においては、これから策定される第3次プランの基本理念を推進し、取り組みを実現するための体制を整備していただくよう望みます。

【具体的な提言】

- 市民、市、社協が一体となり、より多くの市民が市民会議へ参加するための取組
- 第3次プランの基本理念を推進し、取り組みを実現するための市及び社協の体制整備

（平成30年3月15日 飯能市地域福祉審議会・飯能市地域福祉活動計画推進委員会から提出）

資料3 第3次プラン策定のための意識調査の結果

意識調査（11 ページ）のうち 18 歳以上の市民に対する調査結果から、第3章「ふくしの森の道しるべ」（21 ページ）に関連した調査結果を抜粋しました。

重点目標1 誰もが安心できる居場所づくり

地域の居場所などの交流の場づくり（40 ページ）

設問内容	調査結果の概要
安心できる居場所の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・「ない」の割合は 18.0% ・性・年齢別では男性の 40 歳以上、地区別では吾野地区、東吾野地区で「ない」の割合が高い。また、家族構成が小さくなるほど「ない」の割合が高い。
主な施策の認知度・利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「サロン活動」という言葉を聞いたことがある割合は 33.3%（うち「よく知っている」の割合は 6.7%）で、男性の 65 歳以上は女性の 65 歳以上に比べて割合が低い。
参加したい・している活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「話し相手、遊び相手になる活動」の割合は 60.7%で、すべての性・年齢層で割合が高い。 ・「相談相手、居場所の確保に関する活動」をしている（したい）割合は 22.5%
市や社会福祉協議会の今後の重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども食堂など、子ども達の居場所の確保に対する支援」の割合は 13.7%で、飯能地区、精明地区、加治地区の割合が高く、男性、女性ともに子育て世代に該当する 40 歳未満の関心が高い。

身近な外出支援の仕組みづくり（42 ページ）

設問内容	調査結果の概要
悩みや不安の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・「買い物、通院などの外出のこと」の割合は 21.6%で、山間地域の割合が高い。
参加したい・している活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「運転・移動支援に関する活動」をしている（したい）割合は 16.8%で、男性の 40～64 歳の割合が高い。

重点目標2 一人ひとりの相談を受けとめ協働で支える体制づくり

コミュニティソーシャルワーカーの充実（56 ページ）

設問内容	調査結果の概要
主な施策の認知度・利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「コミュニティソーシャルワーカー」という言葉を聞いたことがある割合は 37.9%（うち「内容をよく知っている」の割合は 4.9%）

ネットワークによる相談支援体制の強化（57 ページ）

設問内容	調査結果の概要
相談のできる機関の認知度	<ul style="list-style-type: none"> ・「市役所」（53.5%）に次いで「地域包括支援センター」（25.5%）、「民生委員・児童委員」（24.5%）、「社会福祉協議会（ふくしの森ステーション）コミュニティソーシャルワーカー」（19.9%）が続いている。
市や社会福祉協議会の今後の重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ・「身近な地域で気軽に相談できる場所やコミュニティソーシャルワーカーの配置」の割合は 23.2% ・「生活困窮者等の早期発見・相談」の割合は 20.5%

重点目標3 「ふくしの森」がひろがる情報の発信と共有

多様な媒体によるわかりやすい情報の発信と共有（37ページ）

設問内容	調査結果の概要
主な施策の認知度・利用状況	・「コミュニティソーシャルワーカー」という言葉を聞いたことがある割合は37.9%（うち「内容をよく知っている」の割合は4.9%）で、「内容をよく知っている」の割合は吾野地区及び名栗地区で高い。
福祉情報の入手先	・「市役所の窓口」（61.7%）、「市の広報紙」（59.3%）、「自治会のお知らせ」（18.4%）、「地域包括支援センター」（19.4%）など
「はんのうふくしの森プラン」の認知度	・「聞いたことがある」の割合は36.7%（うち「よく知っている」の割合は3.7%） ・前回調査（2.1%）に比べて「よく知っている」の割合がわずかに増加している。

重点目標4 「ふくしの森」を育む人の充実

ふくしの森サポーターの創設（46ページ）

設問内容	調査結果の概要
主な施策の認知度・利用状況	・「ボランティアセンター」という言葉を聞いたことがある割合は42.9%（うち「よく知っている」の割合は5.9%）で、女性は男性に比べて各年代で割合が高い。
ボランティア活動の参加状況	・「参加したい、参加している」の割合は23.6%で、男性、女性ともに60歳未満の参加意識が高い。
興味のある活動分野	・「高齢者」（55.0%）や「児童・生徒」（35.1%）、「子どもや子育て」（34.0%）などの割合が高い。
活動への参加の妨げになっているもの	・「忙しくて時間が取れない」（49.9%）、「活動情報がない」（22.3%）など
活動に参加するための条件	・「気軽に参加できる」（32.2%）や「募集をPRする」（30.0%）の割合が高い。 ・男性の40歳未満は「活動を有償にする」という意見が多い。

コミュニティソーシャルワーカーの充実（56ページ）

設問内容	調査結果の概要
主な施策の認知度・利用状況	・「コミュニティソーシャルワーカー」という言葉を聞いたことがある割合は37.9%（うち「内容をよく知っている」の割合は4.9%）で、「内容をよく知っている」の割合は吾野地区及び名栗地区で高い。

資料4 福祉関係事業者懇談会の結果

平成30年9月20日（木）に開催した福祉関係事業者懇談会（13ページ）では、福祉関係事業者が集い、第3次プランの重点的な取組を共有し、それぞれの分野が協力して推進できるよう検討しました。

1 居場所づくりについて

実現するためにできそうなこと	実現するための課題
<ul style="list-style-type: none"> 福祉事業所や企業、店舗、空き家などの活用 居場所に関する情報の集約と発信 居場所づくりのための講座の開催 趣味や特技を活かした人材の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所や企業などが連携するための情報共有 人材や財源の確保 認知症高齢者や障害のある人などへの理解促進 移動手段の確保

2 移動・交通について

実現するためにできそうなこと	実現するための課題
<ul style="list-style-type: none"> 福祉事業所の車両を利用し、地域の主な停留所や駅などへの送迎 病院や企業の車両の利用 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉事業所や病院、企業などの協力 運転手の確保 利用料や保険の取扱い 地域のニーズや対象者の把握 周知や情報発信

3 相談支援ネットワークについて

実現するためにできそうなこと	実現するための課題
<ul style="list-style-type: none"> 相談員の育成 専門職が地域の方にノウハウの継承 地域の社会資源やイベントなどの活用 チラシやポスターの配布 事業所などでの出張説明会 	<ul style="list-style-type: none"> 支援を必要としている人への積極的な声かけ イベントへの移動手段の確保 「地域共生社会」についての理解促進 個人情報保護の取扱い

4 情報発信について

実現するためにできそうなこと	実現するための課題
<ul style="list-style-type: none"> 企業の協力による情報発信の強化 イベントなどのネット中継 福祉専門職や企業などの交流 商店街でオープンカフェを開催 ふくしの森プランのイメージキャラクターを作成 	<ul style="list-style-type: none"> 幅広く周知するためにICTを強化 他分野も含めた事業所同士の連携 財源の確保

資料5 飯能市の状況

1 人口・世帯の状況

(1) 人口の推移

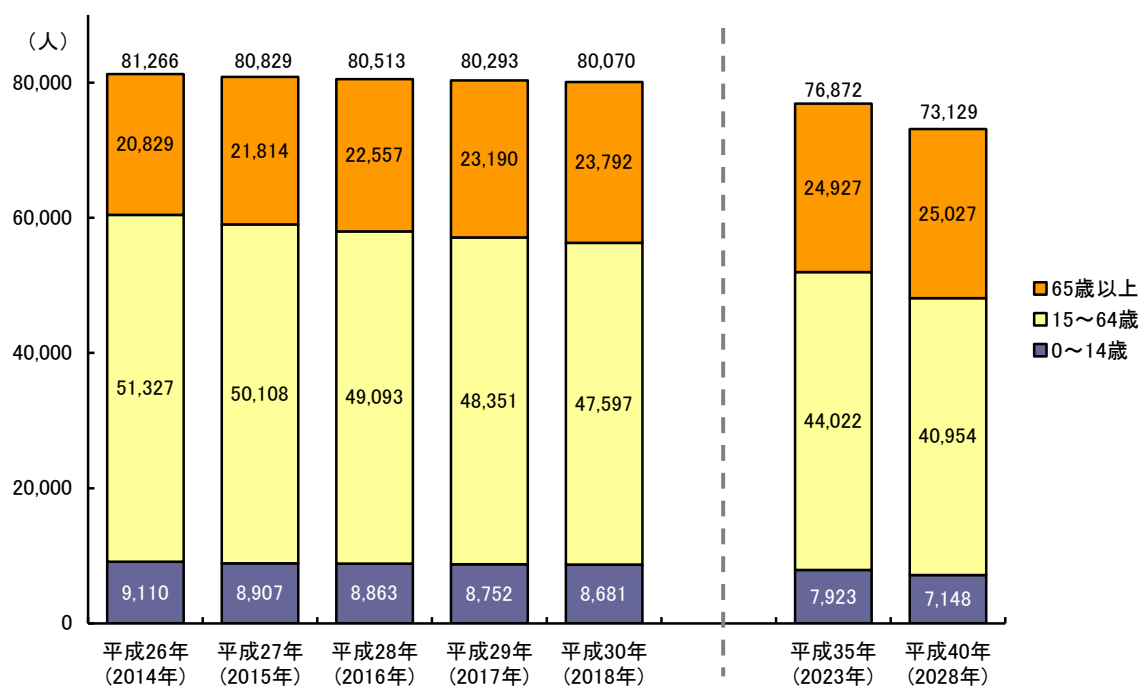
■年齢3区分別人口

各年1月1日現在 単位：人（％）

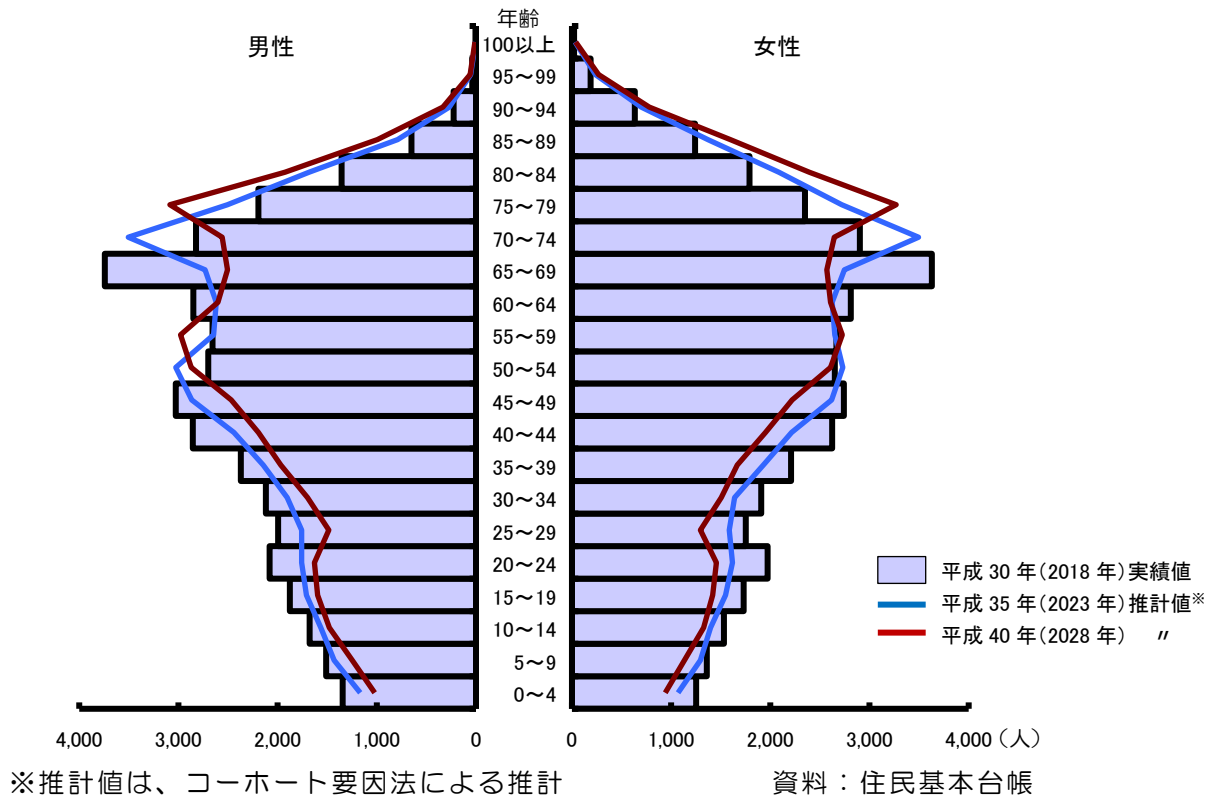
区分	実績値					推計値※	
	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成35年 (2023年)	平成40年 (2028年)
0～14歳	9,110 (11.2)	8,907 (11.0)	8,863 (11.0)	8,752 (10.9)	8,681 (10.8)	7,923 (10.3)	7,148 (9.8)
15～64歳	51,327 (63.2)	50,108 (62.0)	49,093 (61.0)	48,351 (60.2)	47,597 (59.4)	44,022 (57.3)	40,954 (56.0)
65歳以上	20,829 (25.6)	21,814 (27.0)	22,557 (28.0)	23,190 (28.9)	23,792 (29.7)	24,927 (32.4)	25,027 (34.2)
65～74歳	11,747 (14.5)	12,427 (15.4)	12,759 (15.8)	12,914 (16.1)	13,096 (16.4)	12,480 (16.2)	10,281 (14.1)
75歳以上	9,082 (11.2)	9,387 (11.6)	9,798 (12.2)	10,276 (12.8)	10,696 (13.4)	12,447 (16.2)	14,746 (20.2)
計	81,266 (100.0)	80,829 (100.0)	80,513 (100.0)	80,293 (100.0)	80,070 (100.0)	76,872 (100.0)	73,129 (100.0)

※推計値は、コーホート要因法による推計

資料：住民基本台帳



人口ピラミッド（各年1月1日現在）



■ 地区別人口

各年1月1日現在 単位：人

区 分	実績値					推計値*	
	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	平成 35 年 (2023 年)	平成 40 年 (2028 年)
飯能地区	21,642	21,646	21,540	21,683	21,724	20,962	20,084
精明地区	16,631	16,530	16,522	16,526	16,507	15,909	15,139
加治地区	26,206	26,297	26,448	26,492	26,679	26,580	26,178
南高麗地区	2,316	2,283	2,273	2,249	2,175	2,058	1,877
吾野地区	2,302	2,202	2,135	2,093	2,040	1,755	1,485
東吾野地区	2,069	2,030	1,966	1,889	1,836	1,567	1,330
原市場地区	8,008	7,809	7,661	7,438	7,256	6,395	5,594
名栗地区	2,092	2,032	1,968	1,923	1,853	1,646	1,442
計	81,266	80,829	80,513	80,293	80,070	76,872	73,129

※推計値は、コーホート要因法による推計

資料：住民基本台帳

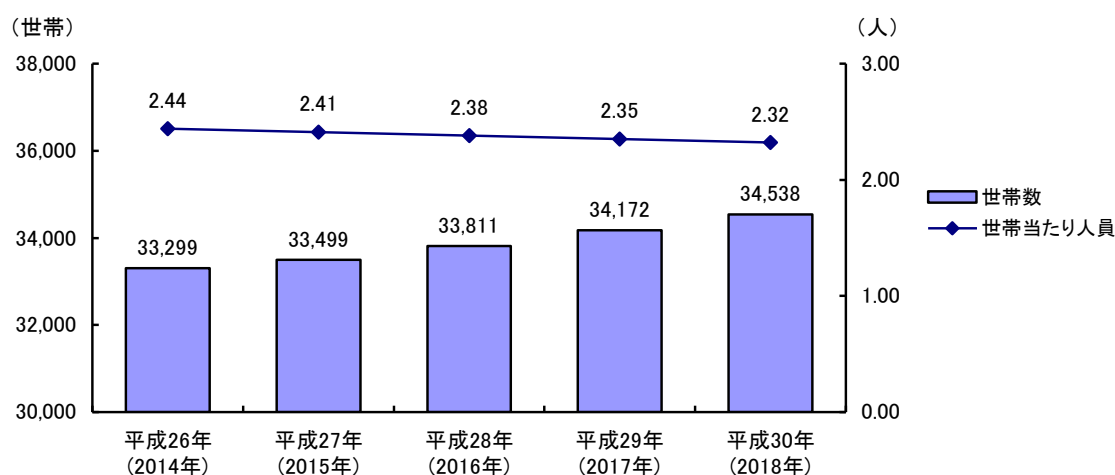
(2) 世帯の推移

■ 地区別世帯数

各年1月1日現在 単位：世帯

区 分	平成 26 年 (2014年)	平成 27 年 (2015年)	平成 28 年 (2016年)	平成 29 年 (2017年)	平成 30 年 (2018年)
飯能地区	9,245	9,318	9,373	9,529	9,664
精明地区	6,829	6,867	6,945	7,036	7,104
加治地区	10,391	10,503	10,695	10,843	11,054
南高麗地区	897	902	912	912	896
吾野地区	1,018	1,003	998	988	977
東吾野地区	833	832	824	807	803
原市場地区	3,161	3,161	3,163	3,162	3,158
名栗地区	925	913	901	895	882
計	33,299	33,499	33,811	34,172	34,538
世帯当たり人員(人)	2.44	2.41	2.38	2.35	2.32

資料：住民基本台帳



■ 高齢者（65歳以上）のいる世帯

各年10月1日現在 単位：世帯

区 分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
一般世帯	29,755	100.0%	30,866	100.0%	31,708	100.0%
高齢者のいる世帯	10,592	35.6%	12,329	39.9%	14,488	45.7%
高齢者単身世帯	1,778	6.0%	2,423	7.9%	3,319	10.5%
高齢夫婦世帯*	2,619	8.8%	3,332	10.8%	4,298	13.6%
その他の世帯	6,195	20.8%	6,574	21.3%	6,871	21.7%

※「高齢夫婦世帯」は、男性65歳以上、女性60歳以上

資料：国勢調査

2 子どもの状況

(1) 出生数・市立保育所児童数の推移

■出生数、合計特殊出生率

各年12月31日現在 単位：人

区 分	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
出生数	473	467	506	450	458
合計特殊出生率	1.06	1.08	1.33	1.09	1.15

資料：埼玉県保健統計

■市立保育所児童数

各年4月1日現在 単位：人

区 分	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
山手保育所	163	171	166	161	157
第二区保育所	50	48	48	51	49
富士見保育所	103	103	94	92	86
浅間保育所	96	94	100	100	97
加治保育所	67	69	67	68	67
加治東保育所	95	113	117	110	102
美杉台保育所	109	113	112	107	110
吾野保育所	35	33	30	36	31
原市場保育所	52	52	52	48	54
計	770	796	786	773	753

資料：保育課

(2) 市立小学校児童・市立中学校生徒の推移

■市立小学校児童数

各年5月1日現在 単位：人

区 分	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)
飯能第一小学校	681	647	645	642	631
飯能第二小学校	72	69	65	58	57
南高麗小学校	81	78	75	71	79
加治小学校	628	609	616	607	597
精明小学校	160	157	142	134	133
東吾野小学校	38	29	31	27	27
西川小学校	33	30	33	22	21
原市場小学校	258	233	214	203	186
富士見小学校	497	518	509	528	538
加治東小学校	200	218	219	222	232
双柳小学校	432	419	417	438	425
美杉台小学校	492	500	531	596	620
吾野小学校	45	42	37	34	32
名栗小学校	58	45	33	29	30
計	3,675	3,594	3,567	3,611	3,608

資料：学校教育課

■市立中学校生徒数

各年5月1日現在 単位：人

区 分	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)
飯能第一中学校	547	527	543	521	533
南高麗中学校	48	53	49	40	27
吾野中学校	77	71	71	63	53
原市場中学校	165	145	145	136	133
飯能西中学校	402	391	405	367	354
加治中学校	391	390	391	394	396
美杉台中学校	218	227	231	223	233
名栗中学校	50	40	37	27	21
計	1,898	1,844	1,872	1,771	1,750

資料：学校教育課

3 要介護（要支援）認定者・障害者手帳所持者の状況

(1) 要介護（要支援）認定者数の推移

■要介護（要支援）認定者数

各年3月31日現在 単位：人

区 分	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)
要支援 1	247	294	306	284	307
要支援 2	372	419	421	352	421
要介護 1	742	804	867	881	805
要介護 2	671	701	639	601	603
要介護 3	538	563	559	536	528
要介護 4	448	437	478	463	466
要介護 5	251	251	261	272	294
計	3,269	3,469	3,531	3,389	3,424

資料：介護福祉課

(2) 障害者手帳所持者数の推移

■障害者手帳所持者数

各年3月31日現在 単位：人

区 分	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)
身体障害者手帳所持者 (身体障害者)	2,353	2,350	2,353	2,381	2,353
視覚障害	158	151	151	154	142
聴覚障害	162	160	162	159	165
音声・言語・そしゃく機能障害	31	31	30	31	28
内部障害	696	692	713	732	730
肢体不自由	1,306	1,316	1,297	1,305	1,288
療育手帳所持者 (知的障害者)	429	453	474	503	522
精神障害者保健福祉手帳所持者 (精神障害者)	440	464	500	538	615
計	3,222	3,267	3,327	3,422	3,490

資料：障害者福祉課

4 生活保護の状況

(1) 生活保護世帯数の推移

■生活保護世帯数及び人員数

各年3月31日現在 単位：世帯、人

区 分	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)
被保護世帯数	604	612	626	623	638
被保護世帯人員数	869	873	863	877	868

資料：地域・生活福祉課

資料6 策定のための会議

1 飯能市地域福祉審議会及び飯能市地域福祉活動計画推進委員会

〔委員名簿〕

区分	氏名	所属	備考
学識経験者	田中 英樹	早稲田大学 人間科学学術院	会長
	東 敬治	飯能市校長会	平成29年度まで
	向澤 雅啓	飯能市校長会	平成30年度から
	角田 健一	飯能地区医師会	
知識経験者	橋本 誠一	飯能市民生委員児童委員協議会	
	野崎 道子	特定非営利活動法人 子育て応援ゆう	平成29年度まで
	高橋 純子	特定非営利活動法人 子育て応援ゆう	平成30年度から
	窪寺 朋子	特定非営利活動法人 あおーら	
	清野 剛義	飯能市地域包括支援センターいなり町	
	大野 泰規	株式会社 ヴェルベンファルマ	
	大野 康	原市場地区社会福祉協議会 第2次はんのうふくしの森プラン推進市民会議	副会長
	杉田 和美	なぐり広場	
	小澤 靖子	加治東ふれあい広場	
	加藤 守	たすけあいあがの	
	濱中 政雄	ふくしの森・東吾野	
	豊嶋 康雄	飯能市自治会連合会	
	野村 五郎	飯能市ボランティアセンター運営委員会	

〔会議内容〕

開催年月日		主な議事内容	
平成29年度	9月27日	第1回	・第3次はんのうふくしの森プラン策定方針（案） ・第3次はんのうふくしの森プランへの提言書について
	11月28日	第2回	・第2次はんのうふくしの森プランの進捗状況について ・第3次はんのうふくしの森プランへの提言（案）について
	3月15日	第3回	・第3次はんのうふくしの森プランへの提言（案）について
平成30年度	5月23日	第1回	・正副会長の選出について ・第2次はんのうふくしの森プラン 平成29年度実績について ・第3次はんのうふくしの森プランの策定について
	12月18日	第2回	・第3次はんのうふくしの森プランについて（諮問）
	1月8日	第3回	・第3次はんのうふくしの森プランについて（答申）

2 第3次はんのうふくしの森プラン策定委員会

(第3次飯能市地域福祉計画及び第4次飯能市地域福祉活動計画策定委員会)

〔委員名簿〕

区分	氏名	所属	備考
学識経験者	田中 英樹	早稲田大学 人間科学学術院	委員長
	本橋 千恵美	埼玉医科大学 医学部社会医学 医療人育成支援センター地域医学推進センター	
知識経験者	大野 康	原市場地区社会福祉協議会 第2次はんのうふくしの森プラン推進市民会議	副委員長
	松原 恒也	なぐり広場	
	阿部 昇吾	社会福祉法人 名栗園	
	加藤 巳佐子	特定非営利活動法人 ぬくもり福祉会たんぽぽ	
	吉岡 かおる	飯能市手をつなぐ育成会	
	都築 公子	社会福祉法人 はなみずき会	

〔会議内容〕

開催年月日		主な議事内容	
平成 29 年度	10月23日	第1回	・正副委員長の選出について ・第3次はんのうふくしの森プランについて ・アンケート調査について
	11月14日	第2回	・アンケート調査について ・ふくしの森地区別懇談会の開催について
	2月23日	第3回	・アンケート調査について ・主要な論点の検討について
平成 30 年度	6月4日	第4回	・第3次はんのうふくしの森プラン策定スケジュールについて ・第3次はんのうふくしの森プランの素案策定について
	7月2日	第5回	・第3次はんのうふくしの森プランで踏まえるべき地域課題について
	7月24日	第6回	・第3次はんのうふくしの森プランに位置付ける“主要な取組”について
	8月23日	第7回	・第3次はんのうふくしの森プランの構成案について
	9月26日	第8回	・第3次はんのうふくしの森プラン（素案）について
	10月18日	第9回	・第3次はんのうふくしの森プラン（素案）第4章について ・第3次はんのうふくしの森プラン（素案）の全体像について

3 第4次飯能市地域福祉活動計画策定プロジェクトチーム

〔会議内容〕

開催年月日		主な議事内容	
平成29年度	12月11日	第1回	・ふくしの森地区別懇談会について
	12月22日	第2回	・ふくしの森地区別懇談会について ・『地域共生社会の実現に向けた社協事業・活動の展開に向けて』『地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（地域福祉計画策定ガイドライン）』の共通理解について
	1月26日	第3回	・ふくしの森地区別懇談会について
	2月9日	第4回	・ふくしの森地区別懇談会について
	3月9日	第5回	・ふくしの森地区別懇談会について ・第4次地域福祉活動計画策定に向けた意見交換
平成30年度	4月13日	第1回	・策定スケジュールの確認について
	4月30日	第2回	・アンケート及びふくしの森地区別懇談会報告書の活用方法について
	5月25日	第3回	・アンケート及びふくしの森地区別懇談会報告書の結果を基にした意見交換
	6月8日	第4回	・策定手順と第4次地域福祉活動計画のイメージの共有
	6月22日	第5回	・今後の検討手順について
	7月12日	第6回	・地域及び社会福祉協議会のアセスメント
	7月26日	第7回	・地域及び社会福祉協議会のアセスメント ・職員全体会の実施方法について
	8月10日	第8回	・地域及び社会福祉協議会のアセスメント ・職員全体会の実施方法について ・福祉関係事業者懇談会の実施方法について
	8月24日	第9回	・職員全体会の実施方法について ・福祉関係事業者懇談会の実施方法について
	9月14日	第10回	・職員全体会のまとめについて ・福祉関係事業者懇談会の実施方法について
	9月28日	第11回	・職員全体会のまとめについて ・策定委員会等の進捗状況について
	11月8日	第12回	・計画書における「社会福祉協議会の取組」の記載内容について ・計画書における「社会福祉協議会の重点施策」の記載内容について
	11月30日	第13回	・第3次はんのうふくしの森プラン実施計画について
	12月21日	第14回	・第3次はんのうふくしの森プラン実施計画について

※上記の他に開催した会議

- ・平成30年1月26日 職員研修（内容：ブレインストーミングによるグループワーク進行演習）
- ・平成30年8月31日 職員全体会（内容：第3次はんのうふくしの森プラン重点目標に基づいた具体的な取組の検討）

4 第3次飯能市地域福祉計画策定庁内検討会議

(1) 第3次飯能市地域福祉計画策定庁内検討会議

〔会議内容〕

開催年月日		主な議事内容	
平成 29 年度	11月6日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> 第3次はんのうふくしの森プランの策定方針、策定体制及び策定スケジュールについて 第3次飯能市地域福祉計画策定庁内検討会議作業部会について 第3次はんのうふくしの森プラン策定のためのアンケート調査について
	5月18日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> 第3次はんのうふくしの森プランの策定について
平成 30 年度	9月4日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> 第3次はんのうふくしの森プランの構成について
	10月26日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> 第3次はんのうふくしの森プラン（素案）について

(2) 第3次飯能市地域福祉計画策定庁内検討会議作業部会

〔会議内容〕

開催年月日		主な議事内容	
平成 29 年度	12月27日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> 第3次飯能市地域福祉計画策定庁内検討会議及び作業部会について 第3次はんのうふくしの森プラン策定状況及び策定スケジュールについて アンケート調査について ふくしの森地区別懇談会について
	2月22日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> アンケートについて ふくしの森地区別懇談会について 第2次はんのうふくしの森プランの課題整理について
平成 30 年度	6月26日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> 第3次はんのうふくしの森プランの策定について
	9月3日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> 第3次はんのうふくしの森プランの構成について
	10月24日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> 第3次はんのうふくしの森プラン（素案）について

資料 7 諮問書及び答申書

諮問書

30飯地生発第501号
平成30年12月18日

飯能市地域福祉審議会
会長 田中英樹様

飯能市長 大久保 勝

第3次飯能市地域福祉計画について（諮問）

社会福祉法に基づく第2次飯能市地域福祉計画が平成30年度末をもって計画期間が終了となります。

つきましては、本市のそれぞれの地域の実情にあわせた地域福祉をさらに推進していくため、平成31年度からの第3次飯能市地域福祉計画の策定にあたり、別紙素案に基づきご審議をいただきたく諮問いたします。

答申書

平成31年1月8日

飯能市長 大久保 勝 様

飯能市地域福祉審議会
会長 田中英樹

第3次飯能市地域福祉計画について（答申）

平成30年12月18日付け30飯地生発第501号で諮問のありました第3次飯能市地域福祉計画について、審議した結果を別紙素案のとおり答申いたします。

なお、同計画の推進にあたりましては、「新たなつながりと支え合いが育む ふだんのくらしのしあわせ」の基本理念に基づき、市民、社会福祉協議会及び市の協働により地域福祉の推進に資する施策を総合的に進めるとともに、実践的な進行管理のもと、「ふくしの森」をさらに大きく育てていただくようお願い申し上げます。

資料8 用語説明

あ行

赤ちゃんの駅

施設等に設置されている誰でも自由に乳幼児のおむつ替えや授乳ができる場所の愛称のこと。また、イベント開催時にも「移動式赤ちゃんの駅」を設置している。

あんしんまちづくり学校パトロール隊

本市において、小学生の下校時の見守りのほか、防災・防犯パトロールなどを行う住民の自主組織のこと。

か行

核家族

夫婦と未婚の子どもからなる家族や、父親または母親とその未婚の子ども、または夫婦のみからなる家族形態のこと。

基幹相談支援センター

障害のある人等の相談、情報提供、助言、地域の事業者間の連絡調整や関係機関の連携の支援等を行う地域における相談支援の中核的な役割を担う機関のこと。

協働

複数の主体が、何らかの目標を共有しともに力を合わせて活動すること。まちづくりの分野においては、行政や市民が単独では解決できない地域の課題解決に向けて、互いの不足を補い合い、協力して課題解決に向けた取組のこと。

共同募金によるテーマ型募金

赤い羽根共同募金において、地域課題解決のために都道府県共同募金会が設定するテーマを選んで募金を行う形式の募金のこと。

ケアマネジメント

主に介護等の福祉分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法のこと。

ゲートキーパー

地域や職場、教育、その他様々な分野において、身近な人の自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門相談機関につなぐことができる人のこと。

健康づくり宣言

第2次飯能市健康のまちづくり計画において、市内の関係団体・企業等が主体的に健康づくりを進めるための宣言のこと。

権利擁護

自分自身の権利を表明することが難しい人の人権や財産などを守ること。

こころの健康づくり

市民がストレスと上手に付き合い、豊かなこころを持ちながらゆとりある生活を送るための各種相談事業などのこと。

コミュニティソーシャルワーカー

地域福祉を推進するため、地域に出向いた個別支援と、地域の生活課題解決に向けた地域支援の二つの役割を担う専門職のこと（詳しくは26ページ）。

さ行

災害ボランティアセンター

災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するため、被災地におけるニーズの把握やボランティアの受け入れ及び派遣調整などを行う機関のこと。

在宅医療・介護サービス提供体制

疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるため、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供する体制のこと。

在宅医療連携拠点

医療及び福祉に精通したスタッフが、在宅医療に関する相談や、退院時に病院等と連携して往診医、訪問診療医や訪問看護師などの関係職種と結び、チーム往診で患者を支える機能を有した拠点のこと。

さわやか相談員

埼玉県内全ての中学校に設置している「さわやか相談室」において、児童・生徒の心のケアを行うために、地域の児童・生徒や保護者の相談に応じるスタッフのこと。

静かな見守り活動事業

本市において、民生委員児童委員協議会と社会福祉協議会が共催で実施し、見守り協力員とともにひとり暮らしの高齢者などを見守り、関係機関と協力して対応する事業のこと。

市民後見人

本人と親族関係がない専門職以外の人で、成年後見制度に関する一定の知識や技術を身に付けたうえで、家庭裁判所から選任された成年後見人等のこと。

社会福祉協議会の特別会員

本市における社会福祉協議会の会員区分の一つで、個人または法人の有志の会員のこと。

社会福祉協力校及びボランティア推進校

本市において、小学校、中学校及び高等学校の児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高めるために指定された学校のこと。小学校は「社会福祉協力校」、中学校及び高等学校は「ボランティア推進校」。

社会福祉法人

社会福祉法に基づく社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人のこと。

社会福祉法人の地域における公益的な取組

社会福祉法人の責務として社会福祉法に規定された次の3つの要件の全てを満たす取組のこと。

- ・社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること
- ・対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること
- ・無料又は低額な料金で提供されること

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

介護保険法に基づき、日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していけるよう、地域における生活支援体制の充実強化に向けたサービスの調整機能を担う人材のこと。

生活支援サービス

高齢者の生活の継続に必要な買い物や掃除の支援、社会参加を促進するため、住民が実施する取組も含めた多様な担い手によって支援するサービスのこと。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な人に対し、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人の同意を得ない不利益な法律行為を後から取り消したりすることにより、本人を保護及び支援する制度のこと。

ソーシャル・ネットワーキング・サービス

インターネット上で人と人とのつながりを促進、サポートする社会的ネットワークの構築を可能にするサービスのこと。Social Networking Serviceの略称としてSNSと用いられることもある。

た行

地域共育推進事業

中学校において、家庭・地域と連携した教育の推進を図るため、学校応援団等の組織を作る事業のこと。

地域子育て支援拠点

地域全体で子育てを支援するため、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、情報提供などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とする施設のこと。

地域福祉推進組織

本市において、自治会や民生委員児童委員協議会などの地域団体、地域ごとのボランティア団体や活動の趣旨に賛同した人などで構成される住民主体の支え合い活動を行う組織のこと。

な行

二次医療圏

複数の市町村を単位として、健康増進・疾病予防から入院治療まで一般的な保健医療を提供する範囲のこと。

認知症ケアパス

地域の中で本来の生活を営むため、認知症の人とその家族が地域及び医療、介護の関係者と目標を共有し、連携する仕組みのこと。

認知症サポーター

認知症に対する知識と理解を深め、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。

は行

配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、緊急時における安全の確保及び一時保護、居住・保護施設及び保護命令制度に関する情報提供その他の援助を行う機関のこと。

パブリックコメント

行政機関が法令や行政計画などの案をあらかじめ公表し、広く住民から意見や情報を募集する手続きのこと。

ピアサポート

同じような立場の人がお互いに助け合うことにより、自立していくこと。

福祉避難所

市が、災害時において高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を必要とする人の受入れについて、社会福祉施設との協定に基づいて指定している避難所のこと（小学校などの一般の避難所にいったん避難した後、必要と判断された場合に開設）。

放課後子供教室推進事業

放課後や土曜日に小学校の特別教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な居場所をつくり、地域住民等の協力を得て、子どもたちとともに読書・学習の場の提供やスポーツ・文化活動を展開する事業のこと。

法人後見事業

社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人等になり、判断能力が不十分な人の保護及び支援を行う事業のこと。

ま行

民生委員児童委員協議会

民生委員・児童委員及び主任児童委員で構成され、委員の自主活動の充実進展を図り、社会福祉を増進するために連携、協力し合うことで職務を機能的かつ効果的に遂行するとともに、必要な知識や技術等の向上を相互に促進することを目的とする組織のこと。

や行

養育支援訪問事業

家庭における適切な養育を確保するため、助産師、保育士及びヘルパーが必要に応じて居宅を訪問し、養育に関する指導、助言などを行う事業のこと。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童等の早期発見や適切な保護、支援などを行うため、関係機関が連携し、必要な情報交換を行うとともに、支援内容について協議する組織のこと。

わ行

ワークショップ

学びや創造、問題解決やトレーニングの手法として用いられる体験型の講座や会議のこと。

アルファベット

DV

Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略称で、一般に配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から受ける暴力という意味で使用される。

NPO

Non-Profit Organization（ノンプロフィット・オーガニゼーション）の略称で、広義には営利を目的とせず社会的活動を行う団体のこと。NPO法人（特定非営利活動法人）を指す場合もある。

第3次はんのうふくしの森プラン

第3次飯能市地域福祉計画・第4次飯能市地域福祉活動計画

平成31（2019）年3月

発行

飯能市／社会福祉法人飯能市社会福祉協議会

編集

飯能市健康福祉部地域・生活福祉課

所在地 〒357-8501

埼玉県飯能市大字双柳 1 番地の 1

電話 042-973-2111(代)

ファクス 042-973-2120

メール chifuku@city.hanno.lg.jp

ホームページ <https://www.city.hanno.lg.jp/>

社会福祉法人飯能市社会福祉協議会

所在地 〒357-0021

埼玉県飯能市大字双柳 371 番地 13

電話 042-973-0022

ファクス 042-973-8941

メール hannosyakyo@hannosyakyo.or.jp

ホームページ <http://www.hannosyakyo.or.jp/>

